

厚生労働省	国立健康・栄養研究所
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 調査研究	国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	国の生活習慣病対策等の施策については、より効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、研究能力向上のための創造的研究については、廃止する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、研究所が実施する研究について他の研究機関との連携の在り方について検討する。	2a	・研究の重点化については、研究能力向上のための創造的研究を平成22年度に廃止し、18,617千円を削減した。また、平成23年度には、より生活習慣病の予防等に重点化した研究を行うために生体指標プロジェクト、休養プロジェクト、IT支援プロジェクトの3室を廃止するなどの組織の見直しを行い、555千円を削減した。平成24年度からは、健康・栄養指導研究室、脂質・糖代謝研究室を廃止するなどの組織の見直しを行い、7,695千円を削減した。 ・調査研究のうち国民健康栄養調査等の行政と密接に関係するものについては、常時、厚生労働省及び消費者庁の担当者と連絡を取り合い密接な連携の下で調査研究を実施している。 ・食品総合研究所及び国立がん研究センター、平成23年度は新たに国立保健医療科学院との意見交換や学会等に参加し他の研究内容を調査することにより、重複・類似する研究を排除している。 ・他の機関との連携については、お茶の水女子大学等と平成16年度から行っている「連携大学院」の実施について、平成23年度は聖徳大学及び静岡県立大学との「連携大学院」を開設することで7大学から9大学へと拡充させた。共同研究については、民間団体、大学等における研究者と連携を図り、例えば糖尿病予防の研究では研究所でマウス等を使用し行った研究結果を実証するために大学等でヒトを対象として臨床的に研究する等、必要に応じ役割分担して実施している。また、医薬基盤研究所との連携については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、統合することとされたことから、統合に向けた協議を進めているところである。
	自己収入の拡大	23年度から実施	業務の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努める。	2a	平成23年度から始まる第3期中期目標において、研究的資金の50%以上を外部資金により獲得することと設定しており、厚生労働科学研究費、科学研究費、その他公募されている競争的研究資金に積極的に応募した結果、前年度に比べ3件増となった。しかし、競争的研究費の1件当たりの経費の減少により研究的資金の50%以上を外部資金により獲得することは、困難であった。今後とも自己収入の拡大に努めて参りたい。
02 健康増進法に基づく業務	収去食品の試験について、業務の効率的な実施の観点から民間登録試験機関での試験を導入	23年度から実施	試験業務については、現在、民間登録試験機関により実施している表示許可試験に加え、収去食品の試験（表示と内容成分が一致しているか等の検査・確認）についても、民間登録試験機関が当該業務を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。	2a	収去食品の試験業務に係る民間の登録試験機関の導入に当たっては、健康増進法改正を要するものであり、所管省庁である消費者庁において、健栄研から随時ヒアリングを行い、民間開放した場合の精度確保等について検討を進めているところである。具体的には、民間開放した場合には試験機関における一定の分析精度の確保が重要であり、分析結果について公平性及び真正性を確保できるよう健栄研において分析法の標準化を進めるとともに、各機関の分析精度把握のための具体的措置を検討している。その後、十分に評価・検証を終えた段階で、消費者庁として、しかるべき法的整備の検討に入ることとしている。健栄研としては、消費者庁の検討状況を踏まえつつ、業務の重点化を進めることとしている。
	受益者負担の見直し	23年度から実施	表示許可試験における手数料額については、コストに見合った水準に是正する。	2a	表示許可試験に係る手数料の改正に当たっては、健康増進法施行令改正を要するものであり、所管省庁である消費者庁において、現行の手数料の積算根拠に係る情報の収集を行うとともに、健栄研から許可試験に係る試算の提出を受け、用途毎の手数料額の積算根拠につき精査する等政令改正作業を行なっている。
03 国際協力、産学連携等対外的な業務	業務の効率化	22年度から実施	政府関係部局等との連携を強め、業務の効率化を図る。	2a	厚生労働省及び消費者庁と連携し、現在WHO GC (WHO指定研究協力センター) 指定に向けて申請中であるが、平成24年5月にWHO西太平洋事務局での審査が終了し、現在WHO本部で審査が行われているところであり、今年度中の指定を見込んでいる。この指定を受けることにより、これまでのアジア諸国の国民健康・栄養調査の実施及び食事摂取基準の策定、アジア諸国の国民レベルでの身体活動量の推定及び運動ガイドラインの策定等の取り組みについて、平成25年度以降は、WHOという国際機関を通じて支援を行うこととなり、より広範な地域に対して、中心的な役割を果たすとともに、より効率的、効果的に情報の収集及び発信をすることが可能となる。
04 栄養情報担当者 (NR) 制度	民間の第三者機関で実施 (法人での実施を廃止)	22年度から実施	既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関に移管する。	2a	栄養情報担当者 (NR) 制度については、平成24年6月の認定試験をもって新規資格取得試験を終了した。今後、既存の資格取得者について、3年ごとの更新までに一般社団法人日本臨床栄養協会へ順次移管する (平成27年7月に完了)。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
05 組織体制の整備	業務廃止に伴う要員の合理化	23年度から実施	収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及び栄養情報担当者 (NR) 制度の業務廃止に伴う要員の見直しを行う。	2a	・収去食品の試験業務に係る民間の登録試験機関の導入に当たっては、健康増進法改正を要するものであり、所管省庁である消費者庁において、健栄研から随時ヒアリングを行い、民間開放した場合の精度確保等について検討を進めているところである。今後の健康増進法改正時の業務の見直しに併せ要員の見直しを行う予定。 ・栄養情報担当者 (NR) 制度については、既存の資格取得者について、3年ごとの更新までに一般社団法人日本臨床栄養協会へ順次移管する (平成27年7月に完了) こととしており、業務移管完了に併せ要員の見直しを行う予定。

厚生労働省	労働安全衛生総合研究所
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	23年度から実施	調査研究については、労災病院の臨床研究データ等の活用、労働現場の積極的訪問等を通じた現場の喫緊の課題への重点化等により研究の効率化を図り、業務を縮減する。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用するなどの方法により業務内容を厳選する。	2a	平成23年12月に外部評価規程の改正を行い、基盤的研究課題についての評価の実施に関する項目を追加した。この改正規程に基づき外部評価委員会において基盤的研究課題が災害調査や関係団体等との情報交換等で把握した労働現場のニーズや実態、行政課題等将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものとなっているかどうかといった観点からの評価を実施し、業務内容を精査するとともに、研究数を平成23年度36課題から平成24年度計画では2課題削減し34課題とした。
		22年度から実施	他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討する。	2a	学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会における事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査を行っている。また、効果的・効率的な調査研究の実施の観点から共同研究による他の研究機関との連携ができないかについても検討し、これにより、特に「労働者健康福祉機構」とは研究情報交換会を開催、腰痛対策や石綿小体の計測等について共同で研究している。こうした対応の結果、平成22年度には43%だった他の研究機関との共同研究の割合が平成23年度には56%に増加した。
	自己収入の拡大	23年度から実施	競争的研究資金の獲得額の向上に向け、例えば、研究資金の3分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。	2a	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の策定後に定められた第二期中期目標及び中期計画期間中に研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努めることとし、所内の会議等において研究員に対して競争的研究資金に積極的に応募するよう勧奨している。その結果、競争的研究資金獲得課題は、平成22年度の23件から平成23年度27件と増加した。今後も研究資金の3分の1以上の目標達成に向けて取り組む。
		22年度から実施	研究施設・設備の有償貸与等により自己収入の拡大に努める。	2a	貸与可能な研究施設・設備については、そのリストを随時見直すとともに、ホームページやチラシ等で利用促進のための周知を行っている。その結果、有償貸与による収入額は平成22年度の56.7万円から平成23年度には174.9万円となった。引き続き自己収入拡大に努める

厚生労働省	勤労者退職金共済機構
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 退職金共済事業	業務の一元化、共通化による効率化	22年度から実施	法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に、コスト削減を図る。	1a	<p>システム管理業務の一元化については、各事業本部のシステム基盤やネットワークを統合して一元的な管理とすることを22年度に実施し、その後もシステム運用を的確に管理し、安定的な稼働を確保している。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理業務一元化によるシステム運用経費年間削減額 約2億3000万円
		23年度中に実施	清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化を進め、コスト削減を図る。	1a	<p>資産運用業務については、各事業の資金運用部門を24年度に資金運用部として一元化し、業務運営の効率化や運用に係る知識・情報の共有化による運用体制の強化を図っている。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用業務一元化による年間削減見込み額（職員一名減による人件費削減額を含む。） 約9百万円
	未請求退職金の発生防止	22年度から実施	<p>受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職後の早期住所把握（6か月後から3か月後）を行う。 ・住基ネットの活用を検討する。 	2a	<p>未請求となっている退職金を確実に支給していくため、以下の点を強化して取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職後の早期の住所把握（6か月後から3か月後）については、従来退職後6ヶ月経過後に事業所から退職者の住所を把握し、機構が退職者に直接退職金請求を要請していたものを、22年度から退職後3ヶ月経過後に短縮して住所把握することとして実施済み。 ・更に退職労働者の住所を効率的に把握するため、24年5月から事業所が提出する退職届の様式を変更して退職労働者の住所欄を設けた。 <p>・住基ネットの活用に向け、法改正を行うべく総務省等と調整する。</p>
効果的な加入促進	23年度以降実施	<p>共済制度の基盤強化のため、更に効果的な加入促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市等での勧誘を強化する。 ・高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体への委託等を検討する。 ・相談コーナーを削減（8か所から2か所）するとともに、コールセンター化を検討する。 	2a	<p>・中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数の目標を定め、これを達成するため、加入促進対策を効果的に実施している。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度目標 533,050人 平成23年度目標 532,040人 平成24年度目標 457,030人 ・平成22年度実績 566,357人 平成23年度実績 557,473人 <p>・大都市等での加入促進を強化するため、25年度から全国8か所にある相談コーナーを大都市の2か所のみに削減・重点化し、加入促進活動の拠点として位置づけるとともに、6か所の相談コーナー廃止後に顧客サービス低下にならないためのコールセンターの設置等について準備中（23年度は、他団体のコールセンターを6か所視察するなど、コールセンターの設置に向けた検討を実施。）。</p> <p>・高い加入実績を得ている団体に対して、加入促進に対する要請を重点的に行う等積極的に活用している。また、新規拡大が見込まれる分野として医療・福祉分野の事業所に対して加入促進活動を実施してきたところであるが、これらの実績を踏まえ、24年度も関係団体に対して委託を行うとともに、効果的な加入促進策を実施する。（金融機関と連携した加入促進を強化するため、23年度は地域に密着した金融機関を訪問して加入勧奨の要請を行っており、24年度も引き続き実施する。）</p>	
02 勤労者財産形成促進業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。	1a	<p>独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律により、財形教育融資（貸付業務）は23年10月1日に廃止され、財形住宅融資業務は同日付で雇用・能力開発機構から引き継いだ。</p>

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
03 不要資産の国庫返納	越谷職員宿舎	22年度中に実施	越谷職員宿舎を国庫納付する。	1b	越谷職員宿舎（帳簿価額：土地151,730,000円、建物12円）については、24年3月8日に国庫納付（現物納付）済み。 （越谷職員宿舎については、①隣地所有者との境界確定、②公道からの進入路の確保ができないため単独では売却できない等、国庫納付するために解決すべき問題が多数あり、関係者と調整を行ってきたため、国庫納付が予定より遅れたもの。）
	松戸職員宿舎		松戸職員宿舎の建物を国庫納付する。	1a	松戸職員宿舎（帳簿価額：建物3円）については、23年3月31日に国庫納付（現物納付）済み。
05 保有資産の見直し	本部ビル（別館を含む）の移転・売却	23年度以降実施	本部ビル（別館を含む）については、建物の耐用年数（耐用年数50年。現在42年経過）が経過した時点（それ以前であっても移転、売却が合理的となればその時点）で本部を移転し、土地を売却する。	2a	本部事務所については、速やかに本部を移転し、土地を売却することが合理的であると考え、平成24年5月に移転を行った。なお、当該土地・建物の売却については、現在、手続を進めている。
06 組織体制の整備	業務終了時に担当組織を廃止	23年度中に実施	適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織を廃止する。また、管理部門のスリム化を図る。	1a	適格退職年金移行担当組織（7名）を23年度末に廃止した。また、管理業務の見直しにより、23年度末に総務部の職員を1名削減した。 ＜参考＞ 機構全体として、昨年のフォローアップ時（23年9月）よりも職員を8名削減した（財形業務移管に伴う職員増分を除く）。
07	累積欠損金の確実な解消	22年度から実施	累積欠損金の確実な解消を図るとともに、必要に応じて、各退職金共済事業の予定運用利回りを的確に変更する。	2a	一般の中小企業退職金共済制度（中退共制度）においては平成29年度まで、林業退職金共済制度においては平成34年度までを累積欠損金の解消目標年限とする「累積欠損金解消計画」（平成17年10月作成）に基づき、累積欠損金解消に向けて取組中。なお、金融動向を踏まえ、中退共制度においては、ALM研究会の助言を受けて基本ポートフォリオを23年度から見直した。
08 業務運営の効率化等	予定運用利回りの的確な変更	22年度から実施	各退職金共済事業の予定運用利回りについては、毎年度の運用利回りの実績との乖離を明らかにした上で、必要に応じて、的確に変更する。	2a	運用利回りの実績については、22年度に引き続き、23年度についても中小企業退職金共済部会等で報告し、厚生労働省HPで公表するとともに、勤労者退職金共済機構HPにおいてわかりやすく公表した。 また、各退職金共済事業の予定運用利回りについては、中小企業退職金共済法第85条において、掛金及び退職金額等は少なくとも5年ごとに検討するものと規定されていることから、一般の中小企業退職金共済制度においては少なくとも平成25年まで、特定業種退職金共済制度においては少なくとも平成26年までに、予定運用利回りを含め、掛金及び退職金額等の検討を行い、必要に応じて変更を行う（一般の中小企業退職金共済制度においては、24年度から検討を行う。）。
09	資産運用の透明性を確保	23年度中に実施	基本ポートフォリオ等に関するALM研究会、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の会議資料や議事要旨の公表等により、透明性の向上を図る。	1a	各委員会の会議資料、議事要旨について22年度に開催したものをホームページで公表済み。

厚生労働省	高齢・障害者雇用支援機構
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 高齢者雇用支援業務	業務の見直し	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、高齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効果的・効率的かという観点から検討し、平成24年度中に結論を得る。	2a	高齢者雇用のあり方については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案が今(第180回)通常国会に提出されており、法案が成立した場合には、同法の内容を踏まえて、65歳以上の雇用に当たって企業の雇用管理面の課題に対応したサービスへの重点化を図るため、必要な見直しを行う予定である。
02 高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	援助対象を小規模企業に重点化し、業務を縮減	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。	2a	高齢者雇用アドバイザーによる相談・援助について「65歳までの高齢者雇用確保措置の未実施企業、とりわけ小規模な企業に対する高齢者雇用確保措置の実施・定着を図るための相談・援助」に重点を置く旨を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構平成24年度計画」(平成24年3月30日届出)に盛り込み、平成24年度は、公共職業安定所が行う小規模企業に対する集団指導との一体的取組みを重点として、計画的な相談・援助を実施している。 H22 3,168,858千円 → H24 2,303,578千円 ▲ 865,280千円
03 障害者職業センターの設置運営等	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化	22年度から実施	地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。 当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。	1a	地域障害者職業センターの管理事務については、平成22年度末までに北海道・沖縄を除く全国45か所のセンターの事務処理を11のセンターに集約化。 地域障害者職業センターでは、地域の就労支援機関では対応困難な精神障害者、発達障害者等に対し、引き続き以下の取組を実施するなど、職業リハビリテーションサービスの重点化を図った。 ・精神障害者：職場復帰支援について、休職前と同一の業務以外の新しい業務への復職も想定し対象者の状況や職場環境を踏まえた個別の支援内容を設定するなど、より円滑な職場復帰を目指した支援を実施。 ・発達障害者：コミュニケーション能力に問題を抱えている場合が多いことから、支援内容に職場における具体的なコミュニケーションの方法や対人関係における問題事案への対処の仕方の演習を組み入れるなど、他の支援機関では実施されていない発達障害者に特化した支援を実施。段階的に実施センターを拡大し、平成24年度は14センター(H21:7センター)で実施。 (利用障害者に占める精神障害者及び発達障害者等の割合：H21 48.1% → H23 55.4%) H22 4,558,058千円 → H24 4,470,058千円 ▲ 88,000千円
		23年度から実施	障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、委託方式を廃止し、地域障害者職業センターを活用するなどの方法で実施する。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るとともに、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。	2a	障害者雇用納付金関係業務等地方業務については、平成23年4月より委託方式を廃止し、地域障害者職業センターにおいて業務を直接実施。質の高い事業主支援を実施し、障害者の就職又は職場適応を促進するため、定期的な連絡会議の開催、相互の業務に関する職員研修、事業主からの紹介・相談等に係る迅速な取次ぎ、事業所への同行訪問を実施するとともに、連携に係る好事例や課題等を取りまとめ各センターにフィードバックする等により、従来の職業リハビリテーション業務と障害者雇用納付金関係業務との協力・連携の強化を図っている。
		22年度から実施	障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者(とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者)に対する先導的な職業訓練に重点化する。	1a	職業的重度障害者、とりわけ精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者(※)を、以下の取組により、さらに積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実施。(※特別支援障害者(精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、身体障害1、2級の視覚障害者等)の受入割合 H21 47.2% → H23 51.1%) ・特別支援障害者が在籍する教育機関・福祉機関・医療リハビリテーションを実施している病院等の他、新たに重度視覚障害者が在籍する大学、難病・相談支援センターへの訪問の実施により、募集活動を強化 ・一般訓練科(OA事務科や電子機器科等の訓練科)においても、特別支援障害者の受入れを実施(一般訓練科での特別支援障害者の受入割合 H21 36.4% → H23 41.0%) H22 189,030千円 → H24 185,266千円 ▲ 3,764千円
04 障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給	支給事務に係る総コスト削減	23年度から実施	都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当たり、総コストの削減及び業務の効率化を図る。	2a	平成23年4月より委託方式を廃止し、機構が直接実施することにより、直接の指揮命令による業務の効率化、経理事務の集約化による業務実施体制の合理化を図ったところである。平成24年度は、障害者雇用納付金適用事業所の拡大に係る周知業務を実施しながら、同納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給関係の総コストの縮減・効率化に努めている。 H22 1,459,249千円 → H24 867,937千円 ▲ 591,312千円
05 障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	啓発事務の重点化による業務の縮減	23年度から実施	事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図ることにより、業務を縮減する。	2a	障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展示会の開催規模の縮小や月間ポスター掲出先の切り替え(有償掲出先→無償掲出先)など、業務の縮減と効率化を更に進め、雇用啓発事業費を削減した。 H22 332,806千円 → H24 236,020千円 ▲ 96,786千円
06 職業能力開発業務(職業訓練業務)	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。	1a	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。)に基づき、平成23年10月1日に実施済み。
		24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校(小平市)へ集約する。	2a	平成24年度中に附属校である東京校(小平市)へ集約する予定。
07 【暫定業務】雇用促進住宅業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ(平成33年度までに処理を完了する)。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容
08					
	不要資産の国庫返納				
09	岩手1号職員宿舎、富士見職員宿舎	23年度以降実施	岩手1号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去後、速やかに国庫納付する。	2a	岩手1号職員宿舎については、平成23年10月に用途廃止を行ったところであり、今後売却手続を行い、譲渡収入を国庫納付する予定。 富士見職員宿舎については、平成24年5月末までに職員の退去が完了したところであり、今後、用途廃止を行い、売却後、国庫納付する予定。なお、用途廃止等の手続きに当たっては、隣接する旧能開機構職員宿舎（現入居者退去後用途廃止予定）と設備を共用しているものがあるため、調整が必要である。
10	事務所等の見直し	23年度以降実施	雇用・能力開発機構の廃止法の施行後に本部を移転し、速やかに集約化を図る。	1a	平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約を行った（賃料305,748千円の減）。

厚生労働省	福祉医療機構
-------	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。	2a	借入申込みの受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいる。（平成23年3月措置済み） 具体的な取組として、 ①審査期間短縮 福祉貸付：（22年度までの目標）75日⇒（23年度からの目標）30日以内⇒（23年度実績）27.8日⇒（24年度の目標）30日以内 医療貸付：（22年度までの目標）45日⇒（23年度からの目標）30日以内⇒（23年度実績）21.1日⇒（24年度の目標）30日以内 ②申請書類の簡素化 平成22年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出させていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比30%以上、医療貸付は対前年度比5%以上の簡素化を図った。 ③融資相談の強化 事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行った。 また、平成23年度から、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護老人ホームや病院への融資条件の優遇（耐火構造の施設についての償還期間を30年以内に延長）、地球温暖化対策に資する事業への融資条件の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。 さらに、平成24年度から「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）に基づき国有地等を利用した社会福祉施設等の整備促進のための融資条件の優遇、東日本大震災の被害を教訓として災害時における電力不足に対応するために病院等への自家発電設備整備に係る融資条件の優遇を行った。 東日本大震災において被災された事業者への対応を図るため専用回線による特別相談窓口の設置、被災地での融資相談会の開催など、迅速かつきめ細かな対応を図った。平成23年度第一次補正予算において、被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため貸付利率の一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。また、第二次補正予算において、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等）を実施している。さらに、第三次補正予算において、市町村等の復興計画を踏まえた被災地復興のための支援や今後の災害対策を図るべく貸付利率について当初5年間金利等の優遇措置を講じている。 なお、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制の継続的な見直しを行うことを中期計画等に明示し取り組んでいる。 平成23年4月から、顧客サポート体制の強化を図るため債権管理部門（管理部）と経営支援部門（経営支援室）の統合や管理部門を再編し、組織のスリム化（部長ポスト▲2、次長ポスト▲1、課長ポスト▲2）を図るなど、業務運営体制の継続的な見直しを行っている。また、平成24年4月からは、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るための部署を新設するとともに、更なる組織のスリム化により機構全体として管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）した。
02 医療貸付事業					03 福祉医療経営指導事業
			23年度から実施	2a	金融機関、民間コンサル等がどのような病院・医療経営指導のノウハウを求めているか等について、平成23年度においては、民間金融機関に対しヒアリング等により、民間の主体が機構のデータ等に対してどのようなニーズがあるかについて調査を行い、平成24年3月に具体的な民間へのノウハウの普及のためのプログラム案を策定し、平成24年10月を目途に試行実施する予定。
04 福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。	2a	国と重複する行政情報及び民間と競合するWAMNETプラス（福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載）を廃止し、平成23年4月から事業規模の縮減（22年度7億円⇒23年度6億円）を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。また、平成24年10月から稼働予定の次期システムの構築にあたり、システム仕様を見直しサーバ構成等のスリム化を図り運用経費の更なる縮減（23年度6億円⇒24年度4億円）を図っているところである。 なお、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。

05	年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。	2a	<p>現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取りまとめ、金融機関等と実務面の調整を行った上で平成23年12月より制度取扱変更を実施した。</p> <p>また、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催された厚生労働省独法評価委員会にて公表した。</p> <p>《検討状況、今後予定する見直し内容等》</p> <p>平成24年度においては、貸付実績の分析等により、平成23年度に実施した事業の見直しの検証を行いつつ、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等も見極め、廃止に向けた検討を行う。</p> <p>なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、返済相談などに対する専用回線による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る返済の一律猶予等の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p>
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。	1a	<p>助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など国として行うべきものに限定した助成対象テーマを定め、募集要領に明記し公表している。</p> <p>また、助成事業の採択に当たっては、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行っている。</p> <p>なお、東日本大震災の被災地支援として、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点を置いた第2次募集を平成23年6月に実施し、被災地においてNPO等が行う活動を積極的に支援し、さらに、今後、中・長期的に必要とされるNPOなどによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地での活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催した。</p> <p>また、平成24年度においては、東日本大震災における福祉・介護分野での人材派遣の経験などから明確となった課題を踏まえ、高齢者や障害者等災害時に支援が必要となる方に対し、緊急的に支援が行えるように、助成事業を通じ、民間事業者、団体等による広域的な福祉支援ネットワークのあり方を検討・構築を行っている。</p>
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。	2a	<p>電子届出システムの利用率の向上のため、未利用者に対する利用案内の送付やシステム利用者アンケートを踏まえたシステム改善及び退職手当請求の際に交付を受けていた住民基本台帳法第12条に定める市区町村の証明書（住民票記載事項証明書）の提出を不要とする取扱いの見直しを図り、事務処理の効率化を図った。</p> <p>（電子届出システム利用率：（平成19年度）45%→（平成23年度）81%→（平成24年度）83%）</p> <p>また、平成24年4月に1課を廃止し、課長ポストを削減し、組織のスリム化を図り、さらに、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施することとしている。</p> <p>なお、東日本大震災において被災された地域の共済契約者への対応として、専用回線による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の348法人に連絡をとり、うち要望のあった21法人に対し、掛金納付期限の延長を認める措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p>
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。	2a	<p>地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減（2回→1回）等により経費節減を図った。</p> <p>また、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施することとしている。</p> <p>なお、東日本大震災において被災された地方公共団体に対しては、保険料の納付期限の猶予や年金給付保険金等の請求手続きの簡素化等を行った。</p>
09	【経過業務】承継年金 住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。	2a	<p>平成22年4月に1課を廃止し、職員2名を削減し、さらに平成23年4月に次長ポストを削減し、さらに平成24年4月に1課を廃止し、継続して人員削減等の効率化に努めている。</p> <p>また、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施することとしている。</p> <p>なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、返済相談などに対する専用回線による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る元利金の返済猶予等、250件の特別措置を講ずるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p>

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
10	不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舎を国庫納付する。	1a	長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2787億円＋債券売却益等134億円）は平成22年11月、戸塚宿舎（2億円）は平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。
11		公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。	2b 一部措置済	公庫総合運動場（国庫納付申請時簿価額559,200千円）は平成24年1月、千里山田宿舎（国庫納付申請時簿価額15,898千円）は平成24年3月に国庫納付（現物納付）を完了した。宝塚宿舎及び川西宿舎（売却額90,800千円）の国庫納付については、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、当初予定していた現物納付が困難となったため、関係機関と協議し、当該資産を売却のうえ金銭による国庫納付としたことから、平成23年度中に国庫納付することができなかったが、平成24年5月に売却済みであり、速やかに国庫納付（金銭納付）を行う予定。
12		東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	24年度以降実施	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。	2a	平成22年度及び平成23年度に入居者に対し平成24年度中の退去を促すための説明会を実施した。
13		政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。	3	業務廃止後、国庫納付を行う予定。
14	組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。	1a	平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減（150㎡）した。（平成23年4月1日賃貸契約変更済）

厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
-------	--------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01	施設の設置・運営	人員削減等による効率化	22年度から実施	施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。	2a	施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、職員数の減（22年度期首：256人→23年度期首：240人→24年7月1日現員：225人）、管理部門の非常勤職員数の減（22年度期首：12人→23年度期首10人→24年7月1日現在：8人）、また有償図書の作成を行い自己収入の増を図るなど、業務運営の効率化を図った。
02	調査、研究及び情報の提供					
03	養成及び研修					
04	援助及び助言					

厚生労働省	労働政策研究・研修機構
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。	1a	平成23年3月末をもって廃止した。
	労働政策に資する研究テーマへの重点化、業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。	2a	研究テーマの策定に当たって、以下の取組を行うことなどにより、労働政策に貢献する内容の研究に重点化するとともに、民間の研究機関における研究との重複排除を図っている。 ・ハイレベル会合（厚労省と機構幹部との会合）における議論などを通じて、厚生労働省との密接な連携の下に、労働政策の立案に貢献するという観点から研究テーマを厳選して実施。 ・労働問題の各分野において高度な学識を持つ外部専門家により構成されるリサーチ・アドバイザー部会や、外部の労使及び学識経験者により構成される総合評価諮問会議において、研究の必要性や他の研究との重複排除等の観点から研究テーマの適正性について確認を実施。 また、これらの取組を行うことなどにより、研究の効率化を図り、平成23年度において業務の縮減（△40,706千円（平成22年度予算比））を行った。 なお、自主研究については、廃止済みである。 第3期中期目標期間（平成24年度～平成28年度）においても、上記の取組を継続するとともに、以下の取組を行うことなどにより、調査研究の重複を排除するとともに、厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資する質の高い調査研究に一層重点化することとしている。 ・厚生労働省の緊急の政策ニーズに迅速・的確に対応するための緊急調査の本格実施 ・厚生労働省側の研究担当者の登録制を導入し、連携を強化 ・調査研究成果の労働政策への貢献度合いや、成果の普及状況に関する指標を新たに設定、結果を国民に公表 ・調査研究テーマごとに具体的な利用目的を明確にし、調査研究の事前・中間・事後の各段階において、外部評価委員会を活用した厳格な評価を実施 また、平成24年度においても引き続き業務全体の縮減を図るとともに、政独委による勧告の方向性等も踏まえ、政策研究事業へ重点化することにより、業務経費の縮減（△7,280千円（平成23年度予算比））を図っている。
02 成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。	2a	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金については、平成22年度中に廃止した。また、その他の業務についても平成23年度において労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等を行うことにより、業務の縮減（△39,346千円（平成22年度予算比））を行った。平成24年度においても、さらなる業務効率化により業務経費の縮減（△17,334千円（平成23年度予算比））を図っている。
	出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。	2a	出版物等の成果物の販売促進等については、平成23年度から、労働教育講座の受講料の引き上げ、書籍販売サイトを活用した販路拡大等図っており、第3期中期目標期間（平成24年度～平成28年度）においても、自己収入について、出版物等の成果物の販売促進等を積極的に実施し、平成22年度と比較して10%程度の拡大に努めることとしている。
03 労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。 その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。	2a	平成23年度において、都道府県労働局で実施可能な公務員倫理や情報公開関連科目等を削減（△7.8%（111コマ/1429コマ））するとともに、地方における研修を支援するため、厚生労働省と協力して新任職員を対象とした労災補償業務（給付）と雇用保険業務の研修テキストを開発した。また、厚生労働省や研修生のニーズ等を踏まえ、スクラップ&ビルドによる新たな研修コースの設定や研修内容の見直し等を行い、研修の質の維持向上を図ったところ。具体的には、「社会保険庁転任及び府省間配置転換職員等」研修を廃止して、厳しい雇用失業情勢下においてハローワークにおけるマッチングの効率性を向上させるため「求人事業所サービス」研修の新設、障害者雇用に関する科目内容の見直し等を行った。 労働大学校の国への移管については、労働安全衛生総合研究所との統合と併せて実施することとし、移管に向けた具体的な内容の検討を行っているところである。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04	不要資産の国庫返納 政府出資金	23年度中に実施	一般勘定及び雇用勘定における不要資産（約3億円）を国庫納付する。	1a	政府出資金（一般勘定及び雇用勘定における不要資産（336,746千円））については、平成23年9月22日付で国庫納付を行った。
05	事務所等の見直し 霞ヶ関事務所	22年度中に実施	霞ヶ関事務所を廃止する。	1a	平成22年12月をもって廃止した。
06	保有資産の見直し 労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。	2a	03と同じ。

厚生労働省	雇用・能力開発機構
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 職業能力開発業務（職業訓練業務）	高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクセンター等）は、高齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。
		24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。	2a	平成24年度中に附属校である東京校（小平市）へ集約する予定。集約に向けて、実習場の改修や、訓練機器の移設等を実施中。
	ポリテクセンター等の都道府県への譲渡の推進	22年度から実施	ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。	2a	平成23年6月10日に廃止法の関係政省令・告示を公布・適用し、同日付通知「職業能力開発促進センター等の譲渡について」において平成23年度における譲渡条件及び個別のポリテクセンター等のデータを各都道府県に提示。さらに、平成23年10月26日には、平成24年度における譲渡条件等について各都道府県に提示し、移管交渉を推進中。
	地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度中に実施	地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。	1a	平成22年度中に、82施設の地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジについて自治体等へ譲渡済。また、自治体等より譲渡希望のなかった10施設については、平成22年度末に業務廃止し、3施設について取り壊し作業中、7施設については取り壊し等に向けて各府県と調整中。
02 雇用管理に関する業務（助成金支給業務）	国に移管	23年度中に実施	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）については、都道府県労働局（国）に移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み（事業費12,534百万円の減）。
03 勤労者財産形成促進業務	廃止及び勤労者退職金共済機構への業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については勤労者退職金共済機構へ移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。
04 【暫定業務】雇用促進住宅業務	高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務を高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する（平成33年度までに処理を完了する。）。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
05	雇用促進住宅利益剰余金	23年度中に実施	雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金（平成21年度末約576億円）については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に伴い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。	1a	雇用促進住宅に係る利益剰余金については、新法人発足当初支払が必要となる最小限の経費等を除き、雇用・能力開発機構廃止に係る決算後の積立金約356億円を平成24年1月10日に国庫納付した。
06	国際能力開発支援センター剰余金等	23年度中に実施	国際能力開発支援センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等（平成21年度末約5億円）については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。	1a	国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円は、平成23年10月3日に国庫納付した。
07 不要資産の国庫返納	国際能力開発支援センターほか	22年度中に実施	国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。	1a	平成22年度に売却済みの資産については、譲渡収入により291百万円を国庫納付した。
				1b	平成22年度に売却できなかった資産については、廃止法の施行日が国会修正で平成23年10月1日に変更されたため、平成23年10月1日に現物により国庫納付した。
08	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほか	23年度以降実施	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。	2a	廃止法の施行日である平成23年10月1日までに廃止した職員宿舎等については、平成23年10月1日に現物により国庫納付した。 その他の廃止予定の職員宿舎等については、現入居者の退去後等に処分した上、速やかに国庫納付を行う。
09	雇用促進住宅	33年度までに実施	雇用促進住宅を国庫納付する（保有数1,429住宅）。	2a	平成23年9月1日以降20住宅を譲渡し、平成24年7月1日時点で保有数が1,371住宅（58住宅を譲渡） 平成23年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した803百万円を国庫納付した。
10	職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地を売却し、国庫納付する。	3	相模原校については、附属校である東京校（小平市）へ集約し、平成25年度以降に相模原校の敷地を売却し、国庫納付する予定。

11		雇用促進住宅の処分	33年度までに実施	雇用促進住宅を順次処分し、国庫納付する（保有数1,429住宅）。	2a	平成23年9月1日以降20住宅を譲渡し、平成24年7月1日時点で保有数が1,371住宅（58住宅を譲渡） 平成23年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した803百万円を国庫納付した。
12	保有資産の見直し	保有宿舍の廃止	22年度以降実施	すべての宿舍について整理を進め、平成23年度末までに、設立時の宿舍数に比して4割を超える宿舍を廃止する。木造（戸建て）宿舍は、原則として廃止する。	2a	【すべての宿舍】 法人設立時（532施設）に比して47.9%の宿舍（255施設）を廃止し、平成24年6月1日時点で277施設となっている（平成23年9月1日以降1施設廃止）。 【木造（戸建て）宿舍】 法人設立時（461施設）に対して247施設を廃止し、平成24年6月1日時点で214施設となっている（平成23年9月1日以降1施設廃止）。なお、原則現入居者の退去後に速やかに処分することとしているところ。
13		職業能力開発総合高等学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合高等学校（相模原校）を廃止し、売却する。	3	相模原校については、附属校である東京校（小平市）へ集約し、平成25年度以降に相模原校の敷地を売却する予定。
14	法人の廃止	雇用・能力開発機構の廃止	23年度中に実施	雇用・能力開発機構については、平成23年4月1日に廃止する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。

※雇用・能力開発機構は、平成23年10月1日をもって廃止され、機構の行っていた業務については、高齢・障害・求職者雇用支援機構、勤労者退職金共済機構、厚生労働省に移管、または廃止された。

厚生労働省	労働者健康福祉機構
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 労災病院業務等	(病院等業務) 診療連携の構築等、病院等業務の効率化、業務及び施設の一部廃止	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での国立病院との診療連携の構築や国立病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。	2a	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証するために必要なデータ・資料の収集、分析等を行い、22年度決算を踏まえて厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告した上で、厚生労働省及び機構HPで公表した。 平成24年1月の閣議決定において、国立病院機構との将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行うこととされた。 また、厚生労働省において、国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会を設置し、国立病院・労災病院等のあり方について、平成24年2月に報告書を取りまとめ、個別病院の再編は地域医療の中の役割等を踏まえて慎重に検討すべきであり、両法人間で医薬品等の共同入札を行うなどの連携の推進、強化が重要とされた。 これらを受け、新法人への円滑な移行並びに政策医療改革、経営改革及び国立病院との連携といった改革事項を実施するため、厚生労働省労働基準局に「新法人移行・改革推進室」、労働者健康福祉機構に「労働者健康福祉機構改革等推進本部」を設置し、連携を図りながら機構改革に取り組んでいる。 また、新たな法人制度に移行するに当たっては、厚生労働省に「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」を設置し、検討を進めているところである。
		23年度から実施	労災リハビリテーション作業所は現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。	2a	千葉作業所を平成24年1月末に廃止した。残る福井及び愛知作業所については平成24年度末、宮城及び福岡については平成25年度末、長野については平成27年度末での廃止を決定しているところであり、現在、入居者の退所先の確保を進めているところである。
		22年度から実施	経費の縮減、事業規模の見直しなど経営改善のための具体的な取組を推進し、運営費交付金を縮減する。	2a	本部管理部門の効率化による人件費の削減（117人→112人）、本部事務所面積の見直し及び産業保健推進センターの管理部門の集約化（16ヶ所）による統廃合等により、平成24年度の予算額は8,229,838千円（平成22年度：9,476,959千円）で22年度比▲1,247,121千円削減（▲13.2%）としたところ。 なお、労災病院では、医薬品及び医療機器について国立病院機構との共同購入により、事務手続の効率化や経費の縮減を図ることのほか、稼働病床数を縮減し、事業規模の見直しを行っている。
	(地方組織) 産業保健推進センター業務等の縮減、助成金事業の廃止	22年度から実施	産業保健推進センターの3分の2を上回る統廃合（ブロック化）、業務の縮減並びに管理部門等の集約化及び効率化を図る。当該センターの業務は、専門的・実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止する。	2a	産業保健推進センターについては、平成22年度末に6ヶ所、平成23年度末に10ヶ所の統廃合を行い、管理部門を集約化して35人の人員削減を行ったところであり、今後、平成25年度までに、2/3を上回るセンターの集約化を行うこととしている。併せて、平成23年度から、専門的・実践的な研修に特化することとし、窓口を設置しての待機方式の面談相談を廃止する効率化を行ったところである。
		24年度末までに廃止	小規模事業場産業保健活動支援助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止する。	2a	○小規模事業場産業保健活動支援助成金事業については、平成22年度末で制度を廃止した。助成期間が3年間であることから、平成22年度までに登録を受け助成期間が残っている事業場に対して、経過措置として平成24年度末まで引き続き支給業務を実施する。 ○自発的健康診断受診支援助成金事業については、平成22年度末で廃止した。
02 未払賃金の立替払事業	管理コストの効率化	22年度から実施	企業の倒産に当たっての雇用者の未払賃金の立替払業務について、更なる業務の効率化を図る。 立替払後の事業主等への求償については、求償権行使の周知徹底や裁判所への債権届出等必要な処理を速やかに行い、適切かつ厳格な債権回収を図る。	2a	○平成23年1月以降、支払処理を迅速に行うため、弁護士会に要請して順次研修会を実施し（平成23年度：7回実施、出席者：弁護士等約1,350名）立替払制度の対象となる労働者性、未払賃金額等の証明手続き等の研修を継続的に実施している。 また、最高裁判所（事務総局民事局第3課）及び全国の地方裁判所破産再生専門部（保）へ赴き、未払賃金立替払制度の説明を行うとともに、同制度の円滑な運営に協力要請を行っている（平成23年度：6ヶ所）。 なお、平成23年4月から請求書受付業務をプログラム化するなど業務の効率化を図ることにより、嘱託職員1名の削減を行っている。 ○立替払の求償については、システムを活用するなどにより、適切な債権の保全管理や確実な回収を図っている（求償を要する全事業所への通知、法手続きに沿った裁判手続への参加、弁済状況の確認と弁済の履行督促、債務承認書の提出督促及び差押など）。 ○独立行政法人勤労者退職金共済機構へ移管する。
03 納骨堂業務	業務内容の改善	22年度から実施	産業殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。	2a	○遺族の心情により配慮した会場の設営、遺族による献花の円滑な進行情等の改善を進め、平成23年10月に開催した慰霊式では、式典状況を後方席からも見守ることが出来るTVモニターを設置した。 ○直接、国が実施することを含め、実施主体について検討する。
04 【経過業務】労働安全衛生融資等の貸付金回収業務	適切な債権管理	22年度から実施	貸付債権を適切に管理し、確実な回収に努める。	2a	システムにより債権管理を行い、期日が到来したにもかかわらず弁済がなされない債権については督促を行うほか、必要に応じて担保物件の任意売却や競売等の法的手続を実施する等、適切な債権管理と回収に努めている。（労働安全衛生融資23年度回収額：306,003千円）

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置状況	
05	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。	1a	<p>労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎：平成22年9月30日に売却済みであり、平成23年3月25日付けで国庫納付済み。</p> <p>労災リハビリテーション北海道作業所本体・労災リハビリテーション広島作業所：平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済み。</p>	
				2b 一部措置済	<p>恵那荘については、平成23年10月31日に一般競争入札(1回目、最低売却価格6,945,300円)を実施したが入札者がおらず不調、平成23年12月5日にも一般競争入札(2回目、最低売却価格5,454,240円)を実施したが入札者がおらず不調となった。その後、不調による随意契約可能期間中に恵那市より見積書を受理、予定価格に達しており落札、平成24年2月10日に売却が完了し、平成24年3月7日付けで国庫納付済み。</p> <p>水上荘については、平成23年5月31日に群馬県及びみなかみ町に対し買受意向確認文書を出発、平成23年7月20日にみなかみ町から、21日に群馬県から買受意向無い旨回答あり。平成23年8月8日に一般競争入札(2回目)及び平成24年2月6日に一般競争(3回目)を実施するも不調となっている。</p> <p>岩手労災病院職員宿舎等(清流荘・松倉宿舎・一本杉宿舎)については、平成23年5月31日に岩手県及び花巻市に対し買受意向確認文書を出発、平成23年6月23日に花巻市より、平成23年8月19日に岩手県より買受意向無い旨回答あり。平成23年8月22日に一般競争入札(2回目)及び平成24年5月21日に一般競争入札(3回目)を実施するも不調となっている。</p> <p>現在は、機構ホームページで周知し、不動産媒介業者を通じ、地域の企業等の買受人を募っているところである。なお、当該資産については、独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第7条第3項の規定により、「処分により生じた収入の額を国庫に納付する」こととされているもの。</p>	
06	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほか	24年度以降実施	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほかを国庫納付する。	3	<p>千葉作業所については、平成24年1月末に廃止し、平成24年度厚生労働省独立行政法人評価委員会の認可に向け準備中である。</p> <p>福井作業所については、平成24年度末に廃止し、その後、速やかに国庫納付を行うこととしている。</p> <p>宮城及び福岡作業所については、平成25年度末に廃止し、その後、速やかに国庫納付を行うこととしている。</p> <p>長野作業所については、平成27年度末に廃止し、その後、速やかに国庫納付を行うこととしている。</p>	
07	職員宿舎の見直し	宿舎料の適正化	23年度中に実施	適切な水準となるように宿舎使用料の見直しを行う。	1a	職員等宿舎貸与規程を改正し、平成23年7月から国家公務員に準じた宿舎使用料に見直しを行った。
08	取引関係の見直し	調達効率化	22年度から実施	後発医薬品の積極的な導入、医療機器の共同購入の拡大等により購入金額を縮減する。	2a	<p>後発医薬品については、労災病院全体における金額ベースでの採用率の拡大を図った(平成23年度実績10.9%)。平成24年度も引き続き採用率の拡大に取り組むこととしている。</p> <p>医療機器の共同購入については、これまで当機構単独で実施していたが、更なるスケールメリットの拡大を図るため、平成24年度から国立病院機構との共同購入に拡大して実施(平成24年8月開札予定)することとしている。</p> <p>また、医薬品については、平成24年度から新たに国立病院機構との共同購入を実施(平成24年6月開札)し、調達の効率化を図った。</p>
09	業務運営の効率化	繰越欠損金の解消	22年度から実施	繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。	2a	<p>繰越欠損金の解消に向けては、計画的に収益の確保、費用の縮減を図るため、本部において各労災病院と具体的取組について個別協議を行い、上位施設基準の取得や医療機器の共同購入を実施するなど経営目標を策定して経営改善に取り組んでいる。</p> <p>また、平成22年7月には平均2.5%の俸給月額引き下げとなる給与改定を実施し、平成23年4月から健康保険料の労使折半を実施するなど、人件費の抑制に取り組んでいる。</p> <p>なお、平成23年度は、東日本大震災の影響による被災地病院等の減収はあるものの、経常損益においては黒字(平成23年度速報値:5億円)を確保していることから、医業活動上の努力は着実に成果を上げている。今後とも、診療報酬改定への迅速な対応など、医業活動を通じた計画的な収益の確保に加え、後発医薬品の採用拡大による医療諸費の削減などにより計画的な経営改善に取り組む、平成28年度までの繰越欠損金の解消に向け、着実な歩みを進めていく。</p>

厚生労働省	国立病院機構
-------	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 診療事業 02 臨床研究事業 03 教育研修事業	診療連携の構築等、拠出金比率の引下げ、ブロック事務所の廃止を前提とした合理化スケジュールの公表	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での労災病院との診療連携の構築や労災病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討する。 また、ブロック事務所については、平成22年度末を目的に、廃止した場合の課題等を整理した上で、廃止を前提とした合理化のスケジュールを公表し、着実に実施する。 診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。	2a	病院ごとの政策医療、地域医療事情、経営状況等についての総合的な検証については、平成23年度に実施し、その結果を厚生労働省に提出し、公表した。なお、厚生労働省は、独法評価委員会に提出している。 平成24年1月の閣議決定において、労働者健康福祉機構との将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行うこととされた。 また、厚生労働省において、国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会を設置し、国立病院・労災病院等のあり方について、平成24年2月に報告書を取りまとめ、個別病院の再編は地域医療の中での役割等を踏まえて慎重に検討すべきであり、両法人間で医薬品等の共同入札を行うなどの連携の推進、強化が重要とされた。 なお、近隣の労災病院とそれぞれの診療機能を踏まえた患者の紹介・逆紹介等の診療連携については、平成23年1月から患者の紹介・逆紹介を1,956件行っているほか、平成23年度において、4病院で延べ192名の医師派遣を実施した。 平成25年度末にブロック事務所は廃止することとした。 また、平成25年度末までの間も、ブロック事務所の合理化に努めるべく、現在、検討しているところである。 平成22年10月に診療情報分析システム（名称：診療情報データベース）を構築した。平成22年度は厚生労働省の「医療の質の評価・公表等推進事業」に参加し、平成23年4月に45病院の臨床指標の値（原則病院名公表）と計測マニュアルを一般に公開した。平成23年度は引き続き「医療の質の評価・公表等推進事業」を実施するとともに、診療情報データベースにより全144病院を対象としてDPC・レセプトデータ等の計測・分析を実施し、新たにがん等の22領域からプロセス指標を中心とした70指標を作成し、HP上で公表した。
		23年度中に実施	診療事業に関する運営費交付金については、その用途を国の政策上特に体制確保が求められる医療のための費用に限定することにより縮減する。長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。	1a	診療事業に関する運営費交付金については、平成23年度に予算額約2億円（対22年度▲95.9%）、平成24年度からは交付されていない。 平成23年4月から、拠出金率を現状3%から2.4%へ引き下げた。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
04	不要資産の国庫返納	旧十勝療養所跡地ほか	22年度中に実施	旧十勝療養所跡地ほかを国庫納付する。	2b 一部措置済	平成22年4月の省内仕分けにおいて、平成22年度中に国庫納付を行う方針を決めたところであったが、 ・対象地が豪雪地にあり境界確定作業が雪解けを待たないと実施できず、予想以上に時間を要することとなったこと、 ・財務事務所との協議の中で、土壌汚染再調査等を実施することとなり、その作業の完了が平成22年度中にできなかったこと、 ・東日本大震災が発生し、当該事務に従事していた、ブロック事務所の担当者が、被災地に派遣されたことで事務が停止したこと、 などであり、納付に遅れが生じているものの、平成23年度中には、旧十勝療養所跡地（帳簿価格164百万円）、旧金沢若松病院跡地に係る譲渡収入（国庫納付額408百万円）及び旧鳥取病院跡地（帳簿価格1,730百万円）について国庫納付を行ったところであり、旧岐阜病院跡地（帳簿価格1,033百万円）及び旧筑後病院跡地（帳簿価格739百万円）についても平成24年5月10日付で国庫納付を行った。 なお、旧登別病院跡地（帳簿価格536百万円）及び旧西甲府病院跡地（帳簿価格369百万円）については、平成24年夏頃に土壌汚染調査等が完了するため、その後、国庫納付を予定している。
05	取引関係の見直し	契約の見直し	22年度から実施		2a	平成22年12月の閣議決定から平成24年7月1日までの間に契約監視委員会を18回開催し、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に事前点検・見直しを実施し、個別に指摘するなど不断の見直しを行った結果、随意契約については契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争契約へ移行している。また、前回一者応札・一者応募となった契約については、公告期間の見直し等により複数者応札へと改善が図られた。 【一者応札・一者応募の改善方策例】 ・入札公告（ホームページ掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日間以上確保すること ・官公庁や国立病院機構での業務実績を設定する等、必要性が低い要件を設定しないこと ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とすること ・複数業者から参考見積を徴取すること 医薬品の共同入札については、事業仕分け時の法人改革方針を踏まえ、病院の使用実績に即した医薬品リストの見直しを行った上で、平成22年6月に実施した。 また、市場価格の状況等を踏まえ、平成23年4月及び10月に契約価格の変更を行い、更なるコストの削減を図った。 さらに、医薬品及び医療機器については、「国立病院・労災病院の在り方を考える検討会」において、医薬品等の共同購入などの連携を推進するとされたことを踏まえ、労災病院との共同入札を平成24年6月に実施した。なお、医薬品については、一層のスケールメリットを活かすため、国立高度専門医療研究センターとも連携して実施し、医療機器については、新たに乳房X線撮影装置を対象機器に加えた。

06		拠出金比率の引下げ	23年度中に実施	長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。	1a	平成23年4月から、拠出金率を現状3%から2.4%へ引き下げた。
07	業務運営の効率化等	事務・事業の効率化等	22年度から実施	長期債務残高の存在や老朽化する病院施設、医療機器設備の更新等に要する資金需要等にかんがみ、計画的に投資を進めるなど、事務事業の更なる効率化を図る。 また、十分な説明責任を果たすため、早急にガバナンスを強化する。	2a	将来の施設・設備への投資と資金に関する計画については、これまでの計画を、資金需要等に配慮しつつ、必要な投資を行うことができるよう見直し、公認会計士などの外部有識者からなる投資計画審査委員会での検討を踏まえ、独法評価委員会の審議を経て、厚生労働大臣から中期計画の変更（668億円増）を承認された。 また、ガバナンスの強化のため、平成23年2月17日に民間銀行出身の理財担当理事を資金管理全般に関する役員とした。 将来の施設・設備への投資と資金に関する計画についても、理財担当理事を中心に作成している。

厚生労働省	医薬品医療機器総合機構
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 健康被害救済業務	更なる効率化	22年度から実施	適切な人員配置等による管理運営費の見直し等により、更なる効率化を図る。	2a	平成23年度においては、 ・管理運営費の効率化を図り、決算では予算に比べて172百万円を削減した。 ・6ヶ月以内の事務処理を目標とした事例難易度別の進捗管理等の充実など業務システムの強化を図るとともに、診断書の記載要領の整備を図るなどした結果、請求件数が増加する中でも、6ヶ月以内の処理件数を前年度より23.0%増加させ、一層の業務の効率化を図った。 平成24年度においては、 ・原因薬や健康被害に関する情報のデータベースへの蓄積やそれらの解析結果等の活用 ・業務システム最適化計画に基づく健康被害救済業務システムの最適化に向けた取組みの実施 により、一層の業務の効率化及び事務処理期間の更なる短縮化に関する目標を盛り込んだ事業計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施している。
02 審査関連業務	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消	22年度から実施	ドラッグ・ラグは平成23年度までに、デバイス・ラグは平成25年度までに解消するとの目標に向け、主要業務への重点化に注力するとともに、具体的戦略として審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成する。また、毎年度、その進捗よく状況について評価・検証等を行い、確実に実施する。	2a	平成23年度までのドラッグ・ラグの解消、平成25年度でのデバイス・ラグの解消に向けて、申請が集中する部門への職員の重点的な配属等により業務の重点化を図った。特にデバイス・ラグの解消のため、熟練者と新人が2人1組となって審査を行うBuddy制を導入するなど、後発医療機器の審査体制の強化を図った。 また、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」・「医療機器の審査迅速化アクションプラン」の進捗状況や「新成長戦略」を踏まえ、年度別の達成目標及び医薬品・医療機器それぞれの審査迅速化に向けた新たな工程表を平成23年度に策定し、PMDAの平成24年度事業計画にも反映させた。その中には、7か月に医療現場との連携・コミュニケーションを強化するため「科学委員会」を創設するとともに、PMDA内に「審査等改革本部」を設置し、審査・相談から市販後安全対策までを見据えた審査等体制の充実強化を目指すなど、新たな取組みも盛り込んでいる。 運営評議会等の場を活用し、医薬品・医療機器の審査期間短縮の進捗状況、治験相談の実施状況等の実績報告を定期的に報告し、ラグの解消のための更なる改善策について議論し、今年度の業務運営に活かすとともに、工程表の見直しや次の年度計画にも反映させていく予定である。また、医薬品・医療機器業界と定期意見交換会やワーキンググループを開催し、ラグの解消のための改善策について意見交換を行い、そこでの意見を踏まえつつ、新医薬品の総審査期間等のさらなる短縮を目指して、優先審査希望品目（オファンを除く）についてその該当性を評価する優先審査品目該当性相談及び治験に係るオファンの相談区分を新設した。これらの取組みにより、平成23年度までのドラッグ・ラグの解消のため設定した新医薬品（通常品目）の審査期間について、平成23年度の目標12ヶ月に対して実績11.5ヶ月と目標を達成した。また、平成25年度までのデバイス・ラグの解消のため設定した新医療機器（通常品目）の審査期間について、平成23年度の目標20ヶ月に対して実績9.7ヶ月と目標を達成した。 なお、申請ラグの解消に向けては、厚生労働省において平成23年1月から製薬業界・医療機器業界に対するアンケート調査を実施し、平成24年3月に結果が取りまとめられたところである。その結果を踏まえ、平成26年度からの次期中期目標期間における新たな申請ラグ対策及び目標を設定する予定である。
	ガバナンスの抜本的な改革・強化	22年度から実施	厚生労働省からの出向者の削減等によるガバナンスの確保に努めるとともに、業務上の課題の解決に向けた取組に当たっては、最少限の人員増加、適切な人員配置を行った上で、成果について検証するなどPDCAサイクルによる適切な業務改善を行う。	2a	国からの現役出向を順次削減し、プロバ職員への幹部登用を進めており、平成24年4月1日現在の課長級以上の職員に占めるプロバ職員の割合は46%となり、平成23年4月に比べ1%増加した。（課長級以上の職員のうち、国からの現役出向者は平成22年4月現在95人中61人（64%）から平成24年4月現在104人中56人（54%）に減少） また、平成23年3月に策定した「PMDAキャリアパス」の基本方針に沿った人事異動及びキャリアアップを図っている。 業務上の課題の解決に向けて、各部・各課単位で毎年度の目標を明記した業務計画を作成し、目標管理による業務運営を行うとともに、幹部会（毎週開催）、財務管理委員会（毎月開催）、審査等業務進行管理委員会（3ヶ月毎開催）等において、その進捗状況を把握し、新たな課題が明らかになればその解決に向けた検討を行うなど、PDCAサイクルによる業務改善に努めている。 <具体的な業務改善事例> 【平成22年度】 ・無駄削減に向けたコスト削減目標を策定し、全役職員に周知徹底等を行うことにより、時間外勤務時間、タクシー乗車券、光熱費を削減した。 ・治験相談について、申込み・受付作業の効率化を行い、相談実施まで概ね1ヶ月の短縮を図った。 ・医療機器審査について、申請から長期間経過した品目を重点的に処理するため、平成22年8月から平成23年3月までの間の時限的処理チームを結成し、長期化した審査品目の処理を行った。 【平成23年度】 ・無駄削減に向けたコスト削減目標を策定し、全役職員に周知徹底等を行うことにより、時間外勤務時間、タクシー乗車券、光熱費を削減した。 （前年度と比較し、時間外勤務時間：1人当月平均3時間の減、タクシー乗車券：2,179千円の減、光熱費：5,863千円の減） ・利用者からの意見等を踏まえ、ホームページについて、サイトマップ及び各業務に関するパンフレットの充実など、利便性向上を図った。 ・後発医療機器の審査について、熟練者と新人が2人1組となって審査を行うBuddy制を導入し、体制強化を図った。
03 安全対策業務					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04	人事管理の見直し	22年度から実施	国からの現役出向者を削減し、課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合を4年以内に50%以上とする。	2a	国からの現役出向を順次削減し、プロパー職員の幹部登用を進めており、平成24年4月1日現在の課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合は46%となり、平成23年4月に比べ1%増加した。(課長級以上の職員のうち、国からの現役出向者は平成22年4月現在95人中61人(64%)から平成24年4月現在104人中56人(54%)に減少) また、平成23年3月に策定した「PMDAキャリアパス」の基本方針に沿った人事異動及びキャリアアップを図っている。
05	相談体制の見直し	22年度から実施	新医薬品・医療機器の審査の迅速化に資するために必要な相談を充実させつつ、現在の相談体制を見直す。	2a	従来から実施している治験相談等について、新医薬品の「優先審査品目該当性相談」の新設や医療機器の「事前評価相談制度」の試行的実施など、相談体制やメニューに合わせて見直した。また、平成23年7月から開始した「薬事戦略相談推進事業」について、引き続き出張相談や説明会の実施により、相談件数の増加に取り組んでいる。
06	組織体制の整備	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消に向け、効率的な人材確保に注力するなど審査関連業務等を拡充する。	1a	高度な専門性を有する優秀な審査員等を確保するため、業務説明会の開催や就職情報サイト等を通じたPMDAの紹介を行うとともに、平成23年度は3回の公募採用を実施した。 採用後は、各人の適性と各部門の申請状況を踏まえた機動的な人事配置を行っている。 後発医療機器の審査に専念できるよう、平成23年11月に医療機器審査第三部を新設し更なる迅速化を図った。
07	研修の強化	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するために、人材育成のための研修を強化する。	1a	平成23年度においては、医療機器を使用した手術への立会いや大学研究機関での研修を行うなど、専門領域ごとに実習形式の研修を充実させた。 平成24年度においても、市販後安全対策の質の向上を図るための医薬品製造所等における実地研修や、GMP/QMSについて医療機器審査部門を含めた調査担当者の教育研修を実施するなど、研修の更なる充実を図ることとしている。

厚生労働省	医薬基盤研究所
-------	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 基盤的技術研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	<p>大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3事業に重点化する。また、ワクチン研究は、重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど業務を縮減する。</p> <p>研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。</p> <p>単独研究については、本法人の技術及び設備の観点から当該法人の特徴がいかせる分野に特化し、研究を厳選する。</p> <p>共同研究については、技術及び設備を踏まえ、本法人が研究の中核となる研究に特化する。</p> <p>より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。</p>	2a	<p>研究分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に重点化した。</p> <p>大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、重複研究の排除を図るとともに、重点分野から外れる研究については見直し、平成24年度においては免疫応答制御プロジェクトを廃止すること等により4,264千円を削減したところである。</p> <p>また、ワクチン研究は、アジュバント開発など重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど重点化を図った。</p> <p>研究資金の獲得、共同研究については、本法人の中核となる上記3分野の研究に特化して実施した。(平成23年度実績:21件、497,996千円)</p> <p>これら研究分野の上記3分野への重点化、プロジェクトの見直し、研究資金の獲得等に当たっては、情報が研究所内で共有されることにより重複の排除を図り、研究の効率性の向上を図っている。</p> <p>また、他の機関との連携については、大阪大学、神戸大学等と平成18年度から行っている「連携大学院」の実施について、平成22年度は大阪大学大学院歯学研究所との「連携大学院」を開設することで拡充させた。</p> <p>受託研究や共同研究の実施等については、「帯状疱疹ワクチン開発のための疫学研究」等の研究を行った。</p> <p>また、国立健康・栄養研究所との連携については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、統合することとされたことから、統合に向けた協議を進めているところである。</p>
		23年度から実施	<p>代謝疾患関連の難病治療研究については、研究対象を神経変性疾患等に重点化するなどの見直しを図り、業務の縮減に努める。</p>	2a	<p>代謝疾患関連の難病治療研究については、これまで神経変性疾患や胆汁うっ滞性疾患などを研究対象としていたが、平成23年度から研究対象を認知症などの神経変性疾患に重点化した。(平成23年度実績:1件、5,460千円の共同研究)</p>
02 生物資源研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	<p>大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、研究分野を重点化しつつ、難病以外のDNAバンクの廃止等により業務を縮減する。</p> <p>研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。</p> <p>難病・疾患資源研究や細胞培養研究については、類似する研究機関との役割分担を明確化し、重複研究を排除する。</p> <p>より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。</p>	2a	<p>難病以外のDNAバンクを廃止し、遺伝子バンクを難病分野に特化した。</p> <p>難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業については、重複研究を排除した上で研究資金を獲得して研究を実施した。(共同研究、受託研究の平成23年度実績:22件、129,334千円)</p> <p>これら研究分野の重点化、難病以外のDNAバンクの廃止、研究資金の獲得等に当たっては、情報が研究所内で共有されることにより重複の排除、研究の効率性の向上を図っており、平成24年度においては2,840千円を削減したところである。</p> <p>また、他の機関との連携については、大阪大学、神戸大学等と平成18年度から行っている「連携大学院」を引き続き推進した。</p>
		22年度から実施	<p>細胞培養・分譲事業については、コストに見合った適正価格での分譲を行い、自己収入を拡大する。</p>	2a	<p>平成22年度から分譲額に応じて自己収入の増加する仕組みを導入し、平成23年度は11,629千円の技術支援料をヒューマンサイエンス振興財団から自己収入として得た。</p>
	23年度から実施	<p>関係法人と共同で実施しているバンク事業については、本法人が実施し、自己収入の拡大を図るスキームを構築する。</p>	2a	<p>平成25年度から本法人による細胞分譲を行うため、平成23年度に設備整備を行った。平成24年度は、細胞試料の整備等を行うこととしている。</p>	
03 基礎的研究推進事業	国で実施	23年度から実施	<p>厚生労働省、特定法人との関係、厚生労働省科学研究費等との関係の見直しを行った上、国で実施する。</p>	1a	<p>事業仕分けの対象となった基礎研究推進事業の平成23年度新規分は国(厚生労働省)において公募し、国で実施している。</p>
04 実用化研究支援事業	事業の廃止、納付金の国庫納付	23年度から実施	<p>事業を廃止する。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続する。</p> <p>既存の委託研究については、今後、研究成果が生じた場合に、委託先からの納付金を国庫納付する。</p>	2a	<p>事業を廃止した。平成23年度は、経過業務の19委託研究中、1委託研究において欧州での薬事申請が行われ、また、3委託研究において、委託先から他企業への有償での特許の使用許諾が行われた。今後、委託先からの納付金が生じた場合には、国庫納付を行うこととする。</p>
05 希少疾病用医薬品等開発振興事業	国で実施	23年度から実施	<p>国による実施スキームを構築する。</p>	2a	<p>本年6月に策定された医療イノベーション5か年戦略を踏まえつつ、引き続き検討を進める。</p>
06 【経過業務】承継事業	事業の廃止	35年度までに実施	<p>事業を廃止する。ただし、既出融資の回収が終了するまで経過業務は継続する。</p> <p>業務縮小に伴う債権の回収・管理業務の効率化を図る。</p>	2a	<p>事業を廃止した。平成23年度は、期待される収益が管理コストを上回る可能性がないと判断された出資法人1社について解散整理の措置を行った。</p>

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
07	不要資産の国庫返納	政府出資金（開発振興勘定）	23年度中に実施	開発振興勘定における投資有価証券及び長期性預金（約25億円）を国庫納付する。	1a	平成23年度末に国庫納付を行った。
08		政府出資金（承継勘定）	23年度以降実施	承継勘定における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券（約48億円）については、早急に返納額を確定した上で一部を国庫納付する。	1a	政府出資金のうち事業に必要な資金を除いて、不要資産を確定し、主務大臣の承認を経て平成23年度末に国庫納付を行った。
09		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（一部）	22年度中に実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、地方自治体に売却した土地の売却額を国庫納付する。	1a	平成22年度末に国庫納付を行った。
10		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（その他）	24年度以降実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地を国庫納付する。	2a	平成24年度以降に国庫納付するため、平成23年度末に独立行政法人評価委員会に意見を聴くこと等により関係機関と協議を進めている。
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	2a	<p>自ら行っている研究に当たっては、独立行政法人化（平成17年度）されてから垣添忠生公益財団法人日本対がん協会会長他14名で構成される運営評議会、松澤佑次一般財団法人住友病院院長他17名で構成される外部研究評価委員会を開催しており、これらによる外部評価の仕組みを活用し、案件の重点化を図っている。</p> <p>また、運営評議会については、公開を行うことにより手続きの透明化を図っている。</p> <p>外部に研究資金を提供している研究の評価に当たっては、複数の分野の外部の専門家からなる基礎的研究評価委員会（独立行政法人化（平成17年度）当初から導入されており、委員は早稲田大学教授池田康夫他11名。この他書面審査を行う専門委員91名により構成）による二段階評価（書面＋面接）を導入し、評価内容について研究者本人へ通知するとともに、基盤研ホームページにおいて公開を行うことで、事業等の透明化を適切に実施している。また、前述の外部評価委員会より、創業等に深い見識を持つプログラムオフィサー等を活用して、本省では実施困難な実地調査や丁寧な進捗管理指導等を更に充実化するという指摘を頂いており、更なる事業の充実化・重点化等図っている。</p>

厚生労働省	年金・健康保険福祉施設整理機構
-------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 厚生年金病院・社会保険病院の取扱い	病院の計画的整理	22年度中に実施	病院については、早期の計画的整理完了に向けて適切に事業を推進する。	1a	当機構においては、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）の附則や同法の附帯決議も踏まえ、厚生労働省からの譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡を進めている。 ・平成22年度においては、平成23年2月18日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市所在）を岡谷市に譲渡し、平成23年3月31日に引渡しを完了した。（19,580千円） ・平成23年度においては、平成23年12月21日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険鳴門病院（徳島県鳴門市所在）及び川崎社会保険病院（神奈川県川崎市）について譲渡手続きを進め、健康保険鳴門病院については平成24年3月28日に、川崎社会保険病院については平成24年5月30日に、それぞれ譲渡契約を締結した。（健康保険鳴門病院:1,338,000千円、川崎社会保険病院:6,000,000千円）
	業務の効率化	22年度から実施	オフィスの縮小、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。	2a	サテライトオフィスの賃借料について平成23年1月分より引き下げを行った（1ヶ月▲345千円）ほか、随意契約等見直し計画に基づく一般競争入札による調達徹底や以下の経費節減に取り組んだ。 【経費節減の具体的取組】 平成21年12月21日の厚生労働大臣指示を踏まえ、平成22年1月より以下の経費節減の取り組みを行っており、平成23年度においても継続して取り組んだ。（平成22年度比 ▲10,904千円（▲11.9%）） ①両面・集約コピーの活用によるコピー用紙の節減 ②備品・消耗品等の継続的使用の徹底 ③会議室・トイレ等の消灯の徹底による節電 ④冷暖房の適切な温度設定 ⑤出張時において最も安価な航空券・乗車券を購入するシステムの導入等

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
02 事務所等の見直し	23年度以降実施	サテライトオフィス（東京）を廃止する。	3	平成23年6月24日に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）が公布され、当機構は、同法の公布日から3年以内の政令で定める日（平成26年4月1日）に、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新機構」という。）に改組されることとなり、本部についても現在の千葉県ではなく東京都に設置することとなった。新機構への移行準備作業も必要となることから、サテライトオフィスの取扱いについては、経費節減の推進に取り組むとともに、円滑な移行準備作業も勘案しながら、将来の本部の効率的な業務運営も見据え、現本部とサテライトオフィスの在り方も含め検討を進めている。

厚生労働省	年金積立金管理運用独立行政法人
-------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 年金積立金の管理・運用	年金積立金の適切な運用及び運用実績の適切な開示	22年度から実施	株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散等について、年金積立金の管理・運営の在り方を検討するために設置された運用委員会の意見を活用しつつ、適切な管理運用を推進し、運用実績の適切な開示を図る。	2a	<p>国内外の債券・株式に分散投資を行うことにより、リスクの分散に努めることとしている。また、運用委員会においてエマージング株式運用等の運用受託機関の選定に関する審議、運用実績やリスク管理の状況、運用受託機関等の管理及び評価の結果等についての報告を行い、それに対する意見などを踏まえて、適切な管理運用を行っている。</p> <p>運用実績の開示については、業務概況書など公開資料を一層分かりやすく工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用資産の状況等や、運用実績の結果についてホームページ等を活用して迅速に公表することとしてきている。</p> <p>さらに、平成23年度は年金積立金の管理及び運用に関する情報源として、重要な役割を担っているホームページについて、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等を図るべく、全面見直し（リニューアル）を行った。</p>
	業務の効率化	22年度から実施	コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。	2a	<p>平成21年度と比較して、中期目標期間の最終年度において、一般管理費については15%、業務経費については5%を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料及び短期借入に係る経費を除く。）を作成した。また、人件費については、平成18年度から5年間で5%以上削減の取組を継続するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した。引き続き、給与水準の適正化に向けた取組を着実に進めていく。</p> <p>平成22年度の執行に当たっては、業務の効率化の観点から、契約方法、調達内容の見直し及び人件費の見直し等を行った。具体的には、平成23年度については、一者応札・一者応募について引き続き以下（参考1）の対応を継続すると共に、調達項目に関連する業界及び過去に調達した業者への公告情報を広く提供することや、入札参加資格における等級要件の緩和等を行った。</p> <p>特に、運用資産データの標準化業務において、履行開始（24年4月）までの準備期間の確保のため公告の前倒し（約4ヶ月）を行ったことから新規参加者の応募があり、価格競争により、契約額が前年度より約14百万円（20%減）節減された。</p> <p>また、随意契約にならざるを得ない供給者が特定される、事務所の賃貸借契約及びベンチマーク情報取得に係る契約については、価格交渉を行う等コストの削減を図った。</p> <p>（参考1） 一者応札・一者応募にかかる見直し内容 ・公告期間を少なくとも10営業日以上とする。 ・国や独立行政法人との過去の実績を要件としない。 ・OA機器等の賃貸借、システム等の運用・保守契約は複数年契約の導入を図る。 ・履行開始までの準備期間、契約の履行期間を十分確保する。</p> <p>（参考2） 平成23年度実績 （金額ベース） 一般競争等 : 487【4】百万円（2.1【0.0】%）、 競争性のない随意契約 : 23,170【23,070】百万円（97.9【97.5】%） （件数ベース） 一般競争等 : 18【1】件（17.5【1.0】%）、 競争性のない随意契約 : 85【81】件（82.5【78.6】%） （注）【 】の数値は、運用受託機関等との契約に関する内数である。 運用受託機関等との契約については、「随意契約等見直し計画」の対象外とされていたが、その取扱が変更されたため、契約の実績数値に含めることとなった。</p> <p>なお、運用受託機関等との契約は、原則として3年を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関等との契約については随意契約として更新する特別な契約である。</p> <p>さらに、管理運用委託手数料については、平成23年度は運用委託手数料率の改定等により、約9億円を節減した。</p>

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
02	不要資産の国庫返納	日野職員宿舎	23年度中に実施	日野職員宿舎を国庫納付する。	1a	日野宿舎（横浜市、平成21年度末簿価：67百万円）については、平成22年12月に売買契約（67百万円）を締結し、平成23年1月に当該物件の引渡を行った。 国庫納付については、平成23年10月に金銭で納付済。
03		行徳職員宿舎	24年度中に実施	行徳職員宿舎を国庫納付する。	2a	行徳宿舎（市川市、平成21年度末簿価：571百万円）については、平成23年9月に売買契約（471百万円）を締結し、平成23年10月に当該物件の引渡を行った。 国庫納付については、平成23年度の利益剰余金が確定した後に、平成24年度中に金銭で年金特別会計へ納付することとしている。
04	組織体制の整備	監査機能の強化	22年度中に実施	監査内容の充実、金融実務経験者の監事への採用等により監査機能の強化を図る。	1a	平成22年4月に民間企業において財務部長等の金融実務の経歴を有する常勤監事が任命され、以下のような改革を行い、監査機能の強化が図られた。 ・監事監査方針、監事監査チェックリスト・評価表を策定し、監査活動の周知徹底 ・監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画・実績表の作成 ・「年金積立金管理運用独立行政法人内部統制に関する監事監査実施基準」を策定し内部統制システムの充実・強化 ・企画会議等重要な会議に出席し、必要に応じ監事として意見表明することにより、予防的観点に立った監査の実施等 また、平成23年7月に民間企業における監査役、経理部長等の経験を有する非常勤監事が任命されており、その知見に基づき監査が行われる等、監査機能の一層の強化が図られた。
05	業務運営の効率化等	内部統制の徹底	22年度中に実施	職員の研修、管理の強化等により、内部統制を徹底する。	1a	内部統制の一層の強化を図る点から、内部統制の基本方針を平成24年3月に策定し、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針等の周知及び徹底等を行った。 また、リスク管理について、従来の運営リスク管理委員会のほか、従来委員会までは設けずに実施していた運用リスク管理について、平成23年9月に新たに委員会を設置して行うことにより責任の明確化を図っている。 幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会（平成23年度の開催実績：平成23年10月、24年3月）を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念をうけないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要を取りまとめた「コンプライアンスハンドブック」（前回平成22年12月改訂）について平成23年10月に改訂を行い、これを全役職員に周知したところであり、併せて、平成23年12月に管理職を対象としたコンプライアンス研修を実施するなど役職員の意識の向上を図った。 さらに、上記「監査機能の強化」で述べたとおり、民間企業において財務部長等の金融実務の経歴を有する常勤監事に加え、平成23年度においては民間企業の監査役、経理部長の経験を持つ非常勤監事が任命されたこと等により、監査機能の強化が図られ、内部統制の一層の徹底が行われたところ。

厚生労働省	国立がん研究センター
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	2a	<p><人員体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務部門 ・事務部門について組織の見直しを行い、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現 ○ガバナンス体制 ・理事会、監査室の設置により、ガバナンス体制を強化 ・診療科長など、部長級的全職員が参加する運営会議を定期的に開催し、情報の共有化を推進 ・診療部門における部長制を廃止し、科長制を導入することにより、権限と責任を明確化 ・幹部職員へ任期付任用制度を導入し、人材の流動性を確保 ○職員教育 職員の意識改革の為に以下の取組を実施した。 ・シンボルマーク、標語の募集 ・新採用職員研修（H23.4.1~4.6、H24.4.2~4.5） 目的：病院職員としての一般知識や医療安全義務等の基礎的な事を習得するため ・SD（スタッフデベロップメント）研修（H23.5.13、H23.6.30、H23.9.9、H23.11.10） 目的：事務職員を対象に企画立案能力や企業会計等に関するスキルアップを図るため ・事務職員簿記研修（H23.6.30~11.14（2級：31回、3級：14回）） 目的：センターで就業する事務職員のスキル向上をねらい、簿記の基礎知識を習得するため ・医療安全・院内感染研修（H23.7.14、11.30、H24.2.28、3.19） 目的：安全管理の知識を深めるため ○その他 ・理事長による決裁の確認や月次決算制度の導入などを通して、職員のコストに対する意識を改革し、経費削減を徹底（効率化目標） ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成23年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、719,849千円となっており、国時代（平成21年度）の857,219千円と比べれば、137,370千円（16.0%）削減している。 <p><予算の状況></p> <p>研究事業等の不採算部門にかかる経費の財源として平成24年度の運営費交付金については、平成23年度と比して851,523千円の削減（▲9.7%）となった。</p> <p>他方、「日本再生重点化措置の要望枠」において、「バイオバンク整備事業」に係る経費として300,000千円が確保されたところであり、これを加えた総額（8,203,663千円）では対前年度551,523千円（▲6.3%）の削減となった。</p>
02	臨床研究事業					
03	診療事業					
04	教育研修事業					
05	情報発信事業					
06	一般管理費					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○法令遵守の観点から法人の事業全体を横断的に審査することのできる組織として監査室を設置し、内部監査等の組織体制を構築した。</p> <p>○監事の指導の下、監査室において、外部監査人等と連携し、センター各部門の問題事項の抽出、調査及び、監査を実施して、業務改善に向けた提案を行った。具体的には、下記の事項について監査を実施した。（H23.10.20、11.17、12.1、12.22、12.27、12.28、H24.1.1、3.22、3.31）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：旅費交通費及びタクシー券の管理状況、公的研究費の管理状況監査、知的財産（特許）の管理状況監査、給与・報酬支払い状況の調査、中央病院及び東病院における歳入金（未収金）管理状況等の監査、委託契約における感染対策確認監査、廃棄物処理関係監査、一括購入型SPD契約開始に伴う棚卸資産確認、診療報酬漏れに関するシステム連携調査、取引業者に関する債権・債務残高確認、規程類の整備改善状況確認 ・改善状況等：研究費管理体制に適正経理管理室にて、より適正な研究費の執行体制の確立に取り組むこととした。 <p>○6NC間の監事、監査室の連携を強化する為、NC監事、監査室の連絡会議をそれぞれ継続して開催した。</p> <p>○監査室が委員会事務局となる契約監視委員会を四半期に一度開催し、随意契約及び1者応札1者応募契約の適否について審議した。</p> <p>○研究費の適正管理の為、監査室が事務局となる適正経理管理室を平成23年10月に設置し、適正経理管理室会議を開催し、研究費不正経理防止計画を策定した。（第1回適正管理室会議を平成23年12月15日に開催し、平成24年3月19日の第2回会議により、研究費不正経理防止計画（案）を策定。）</p>
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年3月25日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <p>○契約監視委員会の内容 随意契約の妥当性及び1者応札の妥当性について確認するとともに契約審査委員会の審議状況について確認した。（平成23年度中に4回開催：H23.4.19、6.24、11.11、H24.2.15）</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。具体的には、事業毎に随意契約の妥当性、一般競争入札の参加資格等について審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保を図っている。一者応札・応募とならないよう競争性が実行出来る仕様書の策定、総合評価方式の採用並びに業者への入札参加要請等積極的な勧誘等を行い、競争性・透明性の確保を図っている。（23年度に9回開催：H23.7.25、8.29、10.6、10.25、11.28、12.19、H24.1.19、2.17、3.29）</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

厚生労働省	国立循環器病研究センター
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	2a	<p><人員体制> ○事務部門 ・平成22年4月より事務部門は、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部制とし、効率的・効果的な運営を確保する体制を整備 ○ガバナンス体制 理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化、また23年度の課題として以下の取組を行っている。 ・中央診療体制の抜本的再編・・・新たに中央支援部門を設置して、医療連携に関する機能を強化、特に当該部門内に病床統括管理室を置くことにより、病床運営の効率化を図った。また、別に中央管理部門を設置し、医療安全・感染対策・褥瘡対策等の安全管理体制を強化するとともに、教育研修体制の整備を図った。 ・看護部門の体制強化・・・副看護部長を1名増（2名から3名）することにより、看護職員の代謝（採用・退職）管理体制の強化を図った。 ・健康管理室の設置・・・産業医のもとに産業保健師を配置し、職員の健康相談（特にメンタル相談）、健康管理体制の強化を図った。 ○職員研修 職員の意識改革の取組として以下の研修を実施 ・新採用職員研修 目的：法人職員としての一般常識、病院職員としての安全義務、職員待遇等の基礎的な事柄を習得すること 日時：平成22年4月1日(木)・2日(金)、平成23年4月1日(金)・4日(月)、平成24年4月2日(月)・3日(火) ・部長・医長研修会 目的：病院部長・医長を対象に監督者としての権限や責務等のスキルを習得すること 日時：平成22年9月9日(木)～10日(金) ・メンタルヘルス研修会 目的：各職場における管理監督者・職場長に部下職員に対するメンタルヘルススキルと健康配慮義務の知識を習得させること、及び一般職員に対してはセルフケアや産業保健制度を解説し理解させること 日時：平成22年7月22日(木)、平成23年2月24日(木)、平成23年7月13日(水)、平成24年1月24日(火) ・事務職員簿記研修 目的：事務職員に対し、簿記の基本を習得させる事により会計業務のスキルアップを計る 日時：平成23年11月17日(木)～18日(金)、11月28日(月)～29日(火) ・事務職員SD研修 目的：事務職員に対する人材育成・能力開発（企画・発想・創造・判断・コミュニケーション） 日時：平成23年1月21日(金)・・・係員対象 平成23年1月28日(金)・・・係長・専門職 ・今後の課題として、引き続き経営改善に必要な知識・技能の取得、病院経営に参画する行動力を身につけるための研修が必要と考えており、平成24年度においては上記研修に加え事務職員対象の基本的知識取得に係る研修を7月中旬に計画している。 ・更に独法移行時に導入した業績評価制度について、より適切な評価を行うことが出来るよう、評価者及び被評価者を対象とした研修を計画している。 <運営管理> ・業務改善の一環として、経営状況の把握・分析・評価を可能とする体制の確立に向けて、月次決算を実施し経営状況を把握<効率化目標> ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成23年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、686,936千円となっており、国時代（平成21年度）の770,411千円と比べれば、83,475千円（10.8%）削減している。 <予算の状況> ・平成24年度の運営費交付金については、「日本再生重点化措置」において、「バイオバンク整備事業」に係る経費として200,000千円が確保されたところであり、これを加えた総額（5,090,943千円）では対前年度336,654千円（▲6.2%）の削減となった。</p>
02 臨床研究事業					
03 診療事業					
04 教育研修事業					
05 情報発信事業					
06 一般管理費					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置（平成22年4月1日） 内部監査を円滑かつ効果的に推進するため、理事長の下に独立した組織として監査室（監査室長1名、係長1名を配置）を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき、業務の実施、会計処理に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応について、内部監査を実施している。</p> <p>○監査室による内部監査の実施 内部監査計画での重点項目 「契約に関する事項、支払いに関する事項、収入管理に関する事項、債権管理に関する事項、投資効果に関する事項、現金等の管理に関する事項、コンプライアンスの推進に関する事項、個人情報保護に関する事項、医療安全管理に関する事項、給与・勤務時間管理に関する事項、診療報酬管理に関する事項、運営費交付金の管理・執行に関する事項」</p> <p>①書面監査の実施（平成23年7～10月） … 「内部監査指導要領」並びに「内部監査指導要領（コンプライアンス編）」を作成、これに基づき、全部門に対する自己評価チェックリストによる自己評価を行った。 （被監査部門）全14部門（監査項目）平成22年度：996項目、平成23年度：993項目</p> <p>②実地監査の実施（平成23年10～11月） … 上記自己評価の結果を踏まえ、諸規程等に対する合規制、業務運営の適正性及び効率性を監査するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 （平成22年度）被監査部門：全7部門 ⇒ 主な指摘事項：コンプライアンス上の問題として宿日直勤務、業務委託契約、栄養管理計画書、栄養管理業務の運営、診療エックス線装置使用にかかる管理区域 内部統制上の問題として、ファームバンキングにかかる内部統制、文書管理、棚卸実施委員会、窓口における過収納の返還、再審査請求について指摘を行った。 （平成23年度）被監査部門：全8部門 ⇒ 主な指摘事項：特になし。</p> <p>③競争的研究資金に関して、「内部監査指導要領（競争的研究資金編）」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施（平成23年8～9月）するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 （平成22年度）監査項目：108項目 ⇒ 主な指摘事項：研究者との関係に関する定め、間接経費にかかる事務、設備等にかかる事務、行動規範、公的研究費調査委員会、防止計画推進部署の設置、経費管理について指摘を行った。 （平成23年度）監査項目：117項目 ⇒ 主な指摘事項：設備等にかかる寄付の受入について指摘を行った。</p> <p>④債権・債務残高確認に関して、「取引業者に関する債権・債務残高確認監査実施要領」を作成、これに基づき、取引業者に対し、債権・債務残高の確認（平成23年12月）を行った。 （平成23年度）監査結果：特に問題なし。</p> <p>⑤公文書等管理に関して、「内部監査指導要領（公文書等管理編）」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施（平成24年2月）した。 （平成23年度）監査項目：32項目 ⇒ 主な指摘事項：文書の施行、研修について指摘を行った。</p> <p>⑥個人情報保護に関して、「内部監査指導要領（個人情報保護編）」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施（平成24年2月）した。 （平成23年度）監査項目：42項目 ⇒ 主な指摘事項：保有個人情報ファイル管理簿について指摘を行った。</p>

08	業務運営の効率化等	取引関係の見直し	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	<p>2a</p> <p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年3月28日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。（平成23年度中に4回開催。審議の概要については、法人のHPで公表している）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月31日に第1回契約監視委員会を開催し、委員長選出及び設置要項、関係規程等について事務局より概要説明をした。 ・平成23年4月18日に第2回契約監視委員会を開催し、次の3点について審議・点検をした。 <ol style="list-style-type: none"> ①競争性のない随意契約：平成22年度80件及び平成23年度10件 （審議結果）公募などの方法を積極的に取り入れ、競争性の確保を図るべきである。契約対象者が少数かつ限定される場合、直接連絡等の方法により競争性の確保を図るべきである。 ②一者応札・一者応募となった契約：平成22年度70件及び平成23年度17件 （審議結果）一者応札の場合、2回以上の再度入札は競争性がない。入札参加資格要件のハードルが高くないよう、発注の仕方も含めて工夫する等により競争性の確保を図るべきである。 ③落札率100%となった契約：平成22年度18件及び平成23年度7件 （審議結果）独自の係数等をもって予定価格を設定する等工夫が必要である。 ・平成23年11月21日に第3回契約監視委員会を開催し、次の3点について審議・点検をした。 <ol style="list-style-type: none"> ①競争性のない随意契約：平成23年度20件 （審議結果）特になし。 ②一者応札・一者応募となった契約：平成23年度8件 （審議結果）納期に十分配慮し、新たな参加者を募る努力をすること。仕様書等をホームページに掲載するなど、応札者への配慮をすること。公告期間は案件に応じ、応札者に十分配慮した期間を確保するよう努力すること。入札に参加されなかった事由等については、今後の参考にもなるため、出来るだけその詳細を把握すること。 ③落札率100%となった契約：平成23年度3件 （審議結果）予定価格は単純に前年度価格とすべきではなく、適正な価格となるよう慎重に決定すること。 ・平成24年1月23日に第4回契約監視委員会を開催し、次の4点について審議・点検をした。 <ol style="list-style-type: none"> ①競争性のない随意契約：平成23年度18件 （審議結果）契約締結の段階で対応関係である単価要素を仕様書若しくは契約書に盛り込む等契約の仕方を改善すべきである。秘密保持契約を含む契約はセンター代表権のある理事長名での契約を検討すること。 ②一者応札・一者応募となった契約：平成23年度5件 （審議結果）機器等構成については、競争性を高めるよう十分に留意すること。 ③落札率100%となった契約：該当案件無し。 ④一者応札・応募事業フォローアップ票（平成23年度分）について （審議結果）「電子入札システムの導入についても検討することが適当と考えられる。」を契約監視委員会のコメントとすること。 <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を実施した。（22年度開催実績3回、23年度開催実績11回）</p> <p>【実施日】平成22年7月1日、9月28日、平成23年3月2日 平成23年度 4月7日、5月12日、6月2日、7月14日、9月1日、10月6日、11月10日、12月1日、12月1日、平成24年1月19日、2月16日、3月13日</p> <p>【審査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約審査（予定価格1000万円以上、公募型企画競争） ・契約審査（予定価格1000万円未満の契約の内、少額随契以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約）※平成23年11月10日以降 ・競争参加資格の拡大 ・四半期毎の取引先別取引額 ・契約事務取扱細則、契約審査実施要領等の見直し ・契約審査案件の結果報告 <p>【総長への答申内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム導入支援業務について、競争参加資格を緩和すること。 ・賃貸借契約について、費用を他の契約方法と比較した資料を提出すること。 ・一社応札が予想される案件について、今後同じ契約又は類似の契約を実施する場合は、早目に計画を立てて入札を執行し、入札参加者が十分な準備期間を確保出来るよう留意して、一者応札を避けること。 ・研究機器の保守契約について、使用実績、使用見込、保守・修理実績に基づき、契約の妥当性を検討すること。 ・市民公開講座運営業務委託契約（公募型企画競争）について、効率的・効果的な広報活動の提案に関して仕様書を見直しすること。 ・契約監視委員会に合わせ、少額随契以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約についても審査対象とすること。 <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。
----	-----------	----------	--	---

厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター
-------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	2a	<p><人員体制> ○事務部門 ・事務部門について組織の見直しを行い、総務部、企画経営部、財務経理部の3部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現 ○ガバナンス体制 ・理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化 ・企画戦略室に2名の専任職員を配置し、センターの運営改善等に資する企画立案の取り組みを行っている ・病院部門については、特命副院長2名（教育・研修・情報担当及び臨床研究・経営担当）を配置し、体制を強化 ○職員教育 以下のとおりスキルアップ研修等を実施し、職員の意識改革を実施 ・接遇研修・・・患者様の目線に立ったサービス提供を行うことを目的とした。（平成22年11月30日） ・簿記研修・・・適切な会計処理の習熟を図り、経営等に対する意識付けを行った。（平成22年12月7日・13日、平成23年11月1日・4日） ・事務職員実務研修・・・担当する実務概要を発表させることで、担当者における情報の概括並びに発表能力を養成した。（平成24年2月21日、5月30日、7月27日予定） ・適正な業務遂行が図られるよう中間管理者用職員研修資料及び会計事務等に係る標準的業務フローを取りまとめ職員に配布した。 ○その他 ・全職員を対象にセンターの運営改善やミッション達成に役立つ提案を聴取するため、提案窓口を企画戦略室に設置 <運営管理> ・病院経営の改善に資するよう、毎月1回、月次決算の分析・報告や各部門からの改善事項の提案等を行う会議を開催 ・診療情報の一元管理及びチーム医療の推進、病院業務で発生するオーダーの電子化による業務の効率化を図るため、電子カルテシステムを導入 <効率化目標> ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成23年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、485,157千円となっており、国時代（平成21年度）の630,800千円と比べれば、145,643千円（23.1%）削減している。 <予算の状況> 研究事業等の不採算部門にかかる経費の財源として平成24年度の運営費交付金については、平成23年度と比して1,930千円の削減（▲0.03%）となった。</p>
02 臨床研究事業					
03 診療事業					
04 教育研修事業					
05 情報発信事業					
06 一般管理費					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置と内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査室の設置によりガバナンス体制を強化するとともに、内部統制充実のため内部監査計画に基づき財務、会計及びコンプライアンス等について監事（公認会計士）と監査室合同による監査（実地監査、書面監査）を実施。 ・実地監査として「旅費、タクシー等の管理（平成23年9月21日）、公的研究費及び特許にかかる維持管理（平成23年10月12日）、新規固定資産の実査（平成23年11月7日）、債権管理、診療報酬管理（平成23年11月24日）、個人情報保護の管理、任用、給与、勤務（平成23年12月13日）、年度計画進捗状況（平成24年2月1日）、取引業者の債権債務確認調査（平成24年1月16日）」について監査を行い、改善を要する事項について指摘している。 また書面監査として庶務、財務、会計、診療報酬管理、医療安全管理及びコンプライアンス等に関する事項について、自己評価チェックリストによる自己点検を実施（平成24年1月11日）し、実務担当者への業務取組方、ポイント等の再認識を図っている。 ○監査法人（新日本有限責任監査法人）による監査の実施。 ・監査法人との連携により内部統制評価、期中、期末監査を実施し諸規程等に対する合規性、業務運営の適正性及び効率性、財務報告の信頼性などの充実強化に努めている。
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年2月24日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月31日契約監視委員会を開催し、平成22年度末までに契約が締結された調達案件（随意契約46件、一者応札・一者応募となった契約57件、新規案件52件）について点検・見直しを行った。 随意契約については、リース案件の継続、緊急の機器の修理、唯一の販売機関等のやむを得ない理由によるものと判断された。また、一者入札の競争性の確保等に係る改善の指摘を受けたところであり、長期間の公告期間の確保、参加資格要件の見直し等を実施する。 ・平成23年度は4回開催し、各開催日までに契約が締結された調達案件及び入札公告又は契約締結を予定している調達案件（①前回の調達に引き続き、競争性のない随意契約1件、②前回の入札に引き続き、一者応札であったもの12件、③前回の入札に引き続き、落札率100%であったもの12件、④競争性のない随意契約5件、⑤入札結果が一者応札となったもの52件、⑥入札結果が落札率100%となったもの12件）について、点検を行った。 なお、前回の調達に引き続き、競争性のない随意契約について、随意契約事由に検討の余地があるとの指摘がされたため、今後の契約において見直しを検討している。 <p>○契約審査委員会による審議実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型企画競争及び予定価格が一定額を超える契約に関する重要事項（契約の方法及び当該方法を採用する理由、経営の効率が見込まれる内容及び見込額、その他）については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。原則毎月2回開催し審議を実施。（22年度の開催実績14回、23年度の開催実績11回） ・平成22年度において、一般競争入札（最低価格落札方式）による研究機器の調達にかかる仕様書の記載について、競争性の阻害要因となり得るとの指摘されたため、仕様書を修正し、改めて契約審査委員会にて審議を行った。 ・平成23年度において、公募型企画競争によるオープンラボの設置・運営業務、FM業務等におけるコンサルティング業務にかかる評価基準、評価方法及び配点基準等にかかる客観性や均衡に指摘があり、当該指摘に基づき評価基準等を修正し、改めて契約審査委員会にて審議を行った。 <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

厚生労働省	国立国際医療研究センター
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	2a	<p><人員体制> ○事務部門 ・平成22年4月から事務部門は、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部制とし、効率的・効果的の運営を確保する体制を整備 ・平成24年4月から統括事務部長を設置し、事務部門全体の総合調整等に係る体制を整備 ○ガバナンス体制 ・理事会、企画戦略局及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化 ○職員教育 ・職員の意識改革として、①～④を実施 ①外部理事と有志職員によるミッション等に係る集中討議を実施（平成22年6月24日、平成23年10月5日） ②職員の自主的活動としてQC活動を実施（平成22年7月～） ③全職員から運営に係る提案募集の実施（平成23年1月～） ④事務職員を対象に、 財務会計（平成23年10月24、25日） 経営（平成23年2月14日、10月6日、11月25日） 接遇（平成23年4月6日）に係る研修を実施。 ・今後、キャリアパスや専門的な資格取得などセンター運営に資する職員能力開発に係る職員教育体制の構築を検討 <運営管理> ・業務改善の一環として、経営状況の把握・分析・評価を可能とする体制の確立に向けて、月次決算を実施し経営状況を把握 ・業務改善、経営改善に向けて、職員の意見を聞き、自主的取り組みを行うため、院内ホームページ等により「業務改善提案募集」を実施。 ・一般管理費の節減を目指して、在庫管理の効率化を図るため、物流管理システムの導入と在庫数の見直しを実施 <効率化目標> ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成23年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、633,795千円となっており、国時代（平成21年度）の783,408千円と比べれば、149,612千円（19.1%）削減している。 <予算の状況> 研究事業等の不採算部門にかかる経費の財源として平成24年度の運営費交付金については、対前年度212,712千円の削減（▲3.1%）、対前々年度では1,683,878千円の削減（▲19.9%）となった。 他方、「日本再生重点化措置」において、「バイオバンク整備事業等」に係る経費として550,000千円が確保されたところであり、これを加えた総額（7,321,097千円）では対前年度192,923千円の削減（▲2.6%）、対前々年度では1,133,878千円の削減（▲13.4%）となった。</p>
02 臨床研究事業					
03 診療事業					
04 教育研修事業					
05 情報発信事業					
06 国際協力事業					
07 看護大学校事業					
08 一般管理費					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
09	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置と内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月からガバナンスの強化、コンプライアンスの確保を推進するため、理事会、監査室、コンプライアンス室を設置 ・監査室による内部監査を実施 <p><22年度実績></p> <ol style="list-style-type: none"> ①国から承継した固定資産（物品）の管理について ②競争的研究資金による研究費の経理について ③物品・役務等の契約について ④保有個人情報管理を重点項目とし実施 <p>①と③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、②と③については、管理や業務体制に十分でない面が見受けられるとする旨の指摘し、その後状況をフォローし改善を行った。</p> <p><23年度実績></p> <ol style="list-style-type: none"> ①外部資金による研究費等の経理に関する事項 ②固定資産の管理に関する事項 ③保有個人情報の管理に関する事項 ④旅費の経理に関する事項 ⑤公的研究費の業者預け金及び取引業者の債権・債務に関する事項 ⑥法人文書の管理に関する事項 <p>を重点項目とし、前回監査の指摘事項に対する取組状況を踏まえ実施</p> <p>①～③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、④と⑥については、管理や業務体制が十分でない面が見受けられるとする旨の指摘をし、その後の状況をフォローし改善を行った。⑤については、適正に管理・取引されていた。</p>
10	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成22年12月19日に外部有識者及び監事等で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月24日に契約監視委員会を開催し、平成22年4月から12月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約41件及び一者応札・一者応募となった契約29件について点検・見直しを行った。随意契約については、2件については一般競争入札へ移行、残りの39件については、リース案件の継続、機器修理、唯一の販売機関等のやむを得ない理由によるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった契約については、応札しなかった理由等のアンケートを実施し、その結果を踏まえ参加要件等の見直しを行った。 ・平成23年11月9日に契約監視委員会を開催し、平成23年1月から9月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約42件、一者応札・一者応募となった契約37件、落札率100%となった契約3件について審議された。 <p>随意契約については、8件について次回入札時までには再審議となり、残りの34件については、リース案件の継続、機器修理、唯一の販売機関等のやむを得ない理由によるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった契約については、やむを得なかったと判断された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月11日に契約監視委員会を開催し、平成23年10月から12月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約11件、一者応札・一者応募となった契約4件、前回からの再審議8件について審議された。 <p>随意契約については、リース案件の継続、機器修理、唯一の販売機関等のやむを得ない理由によるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった契約については、やむを得なかったと判断された。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約に係る重要事項は、外部委員、監事等で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している（毎月開催し、審議を実施）。 <p>平成23年度は、公認会計士、弁護士といった外部委員が出席し、契約方法（一般競争、随意契約）の理由、経営効率、一括購入、調達数量、競争性の確保等の妥当性について、一般競争入札（1,000万円以上の契約68件）、随意契約（500万円以上の契約20件）及び公募型プロポーザル方式契約（2件）の計90件の契約について審議を行い概ね問題はないとの意見であった。なお、委員会からは、「明確で合理的な理由がある場合には、一般競争入札以外の契約のほうが総合的に見て効率的・効果的である場合もあり、一般競争入札を原則としつつも必要に応じて他の契約方法も検討すべきである」旨の意見があった。</p>

厚生労働省	国立成育医療研究センター
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等																																				
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	2a	<p><人員体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務部門 <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門については、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とし、責任の明確化を図るとともに効率的・効果的な運営体制を整備。 ○ガバナンス体制 <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、執行役員会議、企画戦略室及び監査室等の設置によりガバナンス体制を強化 ○職員教育 <ul style="list-style-type: none"> ・理事長及び理事による、全職場を対象としたヒアリングを実施し、職員の意識改革を図り、現状の問題点の解決策を検討。 ・センターの理念と基本方針の実現に向けた「職員の行動宣言」を制定し周知を図った。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に実施した研修 <table border="0"> <tr> <td>独法会計簿記研修</td> <td>9月29・30日</td> <td>延べ11時間</td> <td>延べ56名</td> </tr> <tr> <td>消費税研修</td> <td>12月6日・29日</td> <td>延べ4時間</td> <td>延べ44名</td> </tr> <tr> <td>接遇研修</td> <td>11月18日</td> <td>2時間</td> <td>150名</td> </tr> <tr> <td>ハラスメントに係る研修</td> <td>12月2日</td> <td>2時間</td> <td>109名</td> </tr> </table> ・平成23年度に実施した研修 <table border="0"> <tr> <td>独法会計簿記研修</td> <td>11月1・2日</td> <td>延べ12時間</td> <td>延べ38名</td> </tr> <tr> <td>消費税研修</td> <td>9月13日</td> <td>1.5時間</td> <td>27名</td> </tr> <tr> <td>経営分析研修</td> <td>10月25日</td> <td>3時間</td> <td>35名</td> </tr> <tr> <td>メンタルヘルス研修</td> <td>10月28日</td> <td>1.5時間</td> <td>67名</td> </tr> <tr> <td>ハラスメントに係る研修</td> <td>12月1日</td> <td>2時間</td> <td>76名</td> </tr> </table> 	独法会計簿記研修	9月29・30日	延べ11時間	延べ56名	消費税研修	12月6日・29日	延べ4時間	延べ44名	接遇研修	11月18日	2時間	150名	ハラスメントに係る研修	12月2日	2時間	109名	独法会計簿記研修	11月1・2日	延べ12時間	延べ38名	消費税研修	9月13日	1.5時間	27名	経営分析研修	10月25日	3時間	35名	メンタルヘルス研修	10月28日	1.5時間	67名	ハラスメントに係る研修	12月1日	2時間	76名
独法会計簿記研修					9月29・30日	延べ11時間	延べ56名																																		
消費税研修					12月6日・29日	延べ4時間	延べ44名																																		
接遇研修					11月18日	2時間	150名																																		
ハラスメントに係る研修					12月2日	2時間	109名																																		
独法会計簿記研修					11月1・2日	延べ12時間	延べ38名																																		
消費税研修	9月13日	1.5時間	27名																																						
経営分析研修	10月25日	3時間	35名																																						
メンタルヘルス研修	10月28日	1.5時間	67名																																						
ハラスメントに係る研修	12月1日	2時間	76名																																						
02 臨床研究事業																																									
03 診療事業																																									
04 教育研修事業																																									
05 情報発信事業																																									
06 一般管理費																																									

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○ガバナンスの強化、法令遵守の徹底等を目的にコンプライアンス室及び監査室等を設置した。</p> <p>○監査室による科研費等補助金の無作為抽出モニタリング内部監査を平成23年7月から10月にかけて実施した。研究費経理事務マニュアルに則って各支出費目ごとの経理事務が適切に行われているか証拠書類の確認及び経理担当者へのヒアリングを行っている。</p> <p>監査の結果として、①研究費被雇用者の勤務時間管理②物品費にかかる納品書の日付記入③旅費にかかる旅行命令簿の作成④研究代表者の分担研究者への経理事務指導の周知・徹底等について改善の要請を行った。</p>
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年4月1日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <p>・平成23年度は委員会を3回開催し、①競争性のない随意契約、②一般競争入札等の契約案件のうち、一者応札・一者応募について契約の競争性を確保するための改善策の妥当性、③一般競争入札等の契約案件のうち、落札率が100%であったものについて、予定価格の設定に関する妥当性等について審議を実施している。随意契約については、リース契約の残期間に係る継続案件、医療機器等の緊急を要する修理案件及びその相手以外からは購入することが出来ない等の「やむを得ない理由」や「競争の余地がない」ものであった。また、随意契約の指針（随意契約せざるを得ない事項とその根拠を整理したもの）を作成することとなった。なお、一者応札・応募になった案件については、契約者以外の応募希望者にアンケート等を実施し改善を図っている。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施</p> <p>契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会において、必要の都度あらかじめ審議を実施した。平成23年度は12回開催し、計62件（再審議1件含む）について審議を実施した。主な指摘事項として、競争性のない随意契約として審議に掛けられた案件について、より詳細で明解な理由書を作成するように改善指示するなど、また、一般競争入札においても特定の業者に限定されることがないように仕様書の記載方法について一般名を使うように改善を指示した。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

厚生労働省	国立長寿医療研究センター
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	2a	<p><人員体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務部門 ・事務部門については、組織の見直しを行い、総務部、企画経営部、財務経理部の3部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を構築。 ○ガバナンス体制 ・ガバナンス体制については、理事会、企画戦略室及び監査室を設置により強化。理事会においては、外部理事・監事（弁護士、公認会計士）による専門的な見地から内部統制が働く体制を構築。 ・企画戦略室を設置し、当センターにおける企画立案・調整を組織横断的に統括する体制を構築。さらに、企画経営部には、特に経営戦略に関する分析部門を設け、経営の安定、組織の活性化を目指し、さらに、病院経営や知財管理に精通した有識者を「総長特任補佐」として任用し、外部からセンター運営について助言を得る体制を整え、更なる組織の活性化に向けた取組を実施。 ・平成22年1月から、緩和ケア診療部長、消化機能診療部長、周術期診療部長、在宅医療支援診療部長の4名の特命診療部長を設置した。 また、平成23年4月から副院長2名の複数体制を取ることでガバナンスの一層の強化を図った。 <p>○職員教育</p> <p>①全職員を対象に、全職員を対象に、外部講師による経営分析をテーマにした会計研修を実施した。管理会計に関する知識の向上と、経営に関する関心を高めた。</p> <p>研修実績：平成23年7月15日 会計実務担当者を対象とした会計研修① 平成23年7月22日 会計実務担当者を対象とした会計研修② 平成24年2月10日から11日 事務職員を対象とした医療メディエーション研修 平成24年2月22日 全職員を対象とした経営分析に関する研修 平成24年3月27日 全職員を対象とした診療報酬改定にかかる研修</p>
02 臨床研究事業					
03 診療事業					
04 教育研修事業					
05 情報発信事業					
06 一般管理費					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a <p>○22年度より内部統制部門である監査室を設置し、独自の内部監査及び会計監査人、監事と連携してセンター業務における監査、指導を行った。</p> <p>①平成23年事業年度 内部監査 31回（但し、監事・監査法人との合同監査を含む）</p> <p>【実地監査】会計監査人と同一日程にて実施</p> <p>平成23年9月29日、10月26日、11月7・17・22日、12月12・16日、1月13・16日、2月20・27日、3月19・26・30日、4月23日、5月17・18・22・23・28・30・31日、6月4・5・6・7・11・12日 （計28回）</p> <p><監査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「契約」「支払」「収入管理」「債権管理」「現金等管理」「固定資産の実査の検証」「小口現金及び切手類の管理」に関する事項を重点課題として監査 <ul style="list-style-type: none"> ・会計書類に関する取引の流れや証拠書類に関するサンプル調査 ・情報セキュリティ等の管理を調査 ・23年度末 実査・立ち会い・残高確認の実施 <p><監査結果></p> <p>監査結果を担当部署へフィードバックし、適正に処理するよう指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書の長期未渡しについて、毎月モニタリングするよう指導 ・固定資産管理プレートの貼付の徹底 ・棚卸しマニュアルの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働科学研究費補助金と文部科学省科学研究費補助金の執行について書類監査およびその是正 <p>【抜打監査】平成23年5月9日・21日（2回）</p> <p><監査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出決議書の確認・・・購入関係・見積書・納品書・請求書の確認 ・検収体制の確認 ・旅費・・・旅費支給額の確認、出勤簿の確認、出張伺い及び復命書の確認、添付書類の確認 ・謝金・・・出勤簿確認、作業内容確認、給与計算確認、給与台帳確認 ・収支簿と通帳の確認 <p><監査結果></p> <p>2件について、一部書類の不備があったため、臨時監査を実施。</p> <p>【臨時監査】平成23年8月17日（1回）</p> <p><監査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費・・・旅費支給額の確認、出勤簿の確認、出張伺い及び復命書の確認、添付書類の確認 ・謝金・・・出勤簿確認、作業内容確認、給与計算確認、給与台帳確認 ・支出決議書の確認・・・請求書の確認 <p><監査結果></p> <p>修正の上適正に処理した。</p> <p>②書面監査・・・コンプライアンスの視点に基づく業務全般を網羅した内部監査指導要領による自己点検</p>

08	業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	<p>2a</p> <p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <p>・平成23年5月30日に第1回契約監視委員会を開催し、以下について審議・点検をした。</p> <p>① 審議調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会が審議する以下の事項について説明 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成23年度以降に契約締結が予定されている調達案件の事前点検 (2) 平成23年度以降の競争契約において、入札の結果が一者応札・一者応募又は落札率%となった調達案件の事後点検 ・以下の審議内容についての説明 <ul style="list-style-type: none"> (1) 随意契約の妥当性 (2) 競争契約を確保するための措置の有無 (3) 競争契約において落札率100%回避方針の有無 (4) 結果、一者応札・一者応募又は落札率100%となった調達案件の要因分析 ・審議件数について <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度及び既に締結した平成23年度の各契約種別の件数については、次回に報告する。 <p>上記事項について事務局より説明を行い了承を得た。</p> <p>② その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の契約状況の点検・見直しにかかる関係通知、関係規程等について、事務局より説明。 <p>平成23年度契約監視委員会による審議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会を第1回以降、次のとおり開催し、審議・点検を受けた。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2回契約監視委員会（平成23年10月28日開催） <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約 32件 ・前回1者応札又は落札率100% 11件 ・結果、1者応札又は落札率100% 4件 (2) 第3回契約監視委員会（平成24年2月16日開催） <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約 19件 ・前回1者応札又は落札率100% 2件 ・結果、1者応札又は落札率100% 3件 (3) 第4回契約監視委員会（平成24年3月29日開催） <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約 16件 ・前回1者応札又は落札率100% 4件 ・結果、1者応札又は落札率100% 10件 <p>○契約審査委員会による審議実施</p> <p>契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。</p> <p>具体的には、一定額以上の契約については、外部委員を含む直接契約に関与しない職員で構成される契約審査委員会に諮り、審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保し透明性の確保、競争性を図っている。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。
----	-----------	----------	----------	--	--